

山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀 要

第13号

目 次

論 文

観客と文化のディスクール

—カール・ファレンティンにとってのミュンヘン—……………摂津 隆信 1

ナスカ台地におけるラインセンター間の移動距離と負担との関係

—歩行時の心拍数を指標として—……………本多 薫・門間 政亮 13

研究ノート

「連帯都市 (ville solidaire)」をめぐる ……………北川 忠明 29

社会文化システム研究科彙報 (2015年度) ……………53

投稿規程……………57

平成28年9月

観客と文化のディスクール

—カール・ファレンティンにとってのミュンヘン—

撰 津 隆 信

(人間文化学科)

はじめに

本稿はドイツ・ミュンヘン出身の喜劇役者カール・ファレンティン(1882-1948)研究における地域性の問題を扱う。ミュンヘン出身のファレンティンはドイツでこそ抜群の知名度を誇っているが、ドイツ(語圏)以外ではあまりその名を知られていない。その理由は様々考えられるが、とりわけ重要なのは彼が生まれ育ち活躍したミュンヘンの文化との関わりである。ファレンティンはその多くの作品でバイエルン方言を用い、ミュンヘン近隣の人びとに受け入れられるような喜劇を残した。しかし一般的に19世紀末から20世紀初旬のミュンヘン文化というとき、大抵はシュヴァービング文化というドイツ版ベル・エポックしか俎上に上がることはなかった。以下では、ファレンティン作品を研究する以前に問題となる地域性の考察を端緒に、シュヴァービング文化と大衆演芸文化との違い、大衆喜劇人ヴァイス・フェルドルの存在、「文明化」と「文化」の対立、そしてファレンティンにとってミュンヘンがどのような場所であったかに触れる。これらを通して、ファレンティン研究が適切に行われる土壌を整備し、その独自性を浮かび上がらせることが本論考の目的である。¹

1. ミュンヘンというトポス

喜劇であれクプレであれ、ファレンティンが出演していたのは一般に「大衆的」と形容されるカバレットやヴァリエテであった。ドイツの作家リオン・フォイトヴァンガー(1884-1958)の

小説『成功 ある村での三年 Erfolg -Drei Jahre Geschichte einer Provinz-』²(1931)にはそのようなヴァリエテで上演するあるコメディアンが描かれている。場所はミュンヘン中央駅近くのミネルヴァホールというヴァリエテ、バルタザール・ヒーアルというコメディアンが久しぶりに出演するという場面だ。このミネルヴァホールはミュンヘンに実在したアポロテアターというヴァリエテのことで、バルタザール・ヒーアルはカール・ファレンティンをモデルにしている。その一節を以下に引用してみる。

中央駅近くにある大衆ヴァリエテ、大ミネルヴァホールは満員御礼状態だった。絶大な人気を誇るバルタザール・ヒーアルが久しぶりに出演するのだ。客のほとんどは小市民、中産階級、3/4年金生活者だった。この人々は3クヴァルテルの資産家と呼ばれていたが、それは彼らの稼ぎでは1リットルビールを注文する余裕も無いからであった。愛国的で無味乾燥なフレスコ画が壁に描かれたホールの、どぎつい照明の中に席を陣取り、葉巻やパイプをふかしながら、休憩時のブラスバンドに耳を傾けていた。彼らは漫談の間に食事をとった。今日の夕べで彼らは一週間切り詰めてきたのを埋め合わせなければならなかったのだ。…年取った市民たちは気持ちよさそうに座り、恋人たちはどっかりとほろ酔い機嫌で座っていた。大勢の高級官僚やその他有力者たちも小市民の中に混じっていた。コメディアン、バルタザール・ヒーアルは頑固なまでに大衆娯楽施設にしか出演しなかったか

¹ 本稿では基本的に「ミュンヘン」と表記する。しかしながら引用等に際しては「ミュンヘン」と記す場合がある。

² Feuchtwanger, Lion: *Erfolg -Drei Jahre Geschichte einer Provinz-*. Berlin 1993.

らである。³

この後バルタザール・ヒーアルが登壇し、小さなオーケストラの指揮者との掛け合いが始まる。これはファレンティンの有名作品『場末の劇場』から引用したワンシーンである。だがここで重要なのはファレンティン喜劇を見にやってくる客の方である。あまり裕福とはいえない小市民が一週間分の食費を切り詰めるほど、ファレンティン喜劇には魅力と訴求力があつた。しかしながらそれに魅せられたのは下層階級だけでなく、「高級官僚やその他有力者たち」もまた同様だった。ここからわかることは、ファレンティンは大衆向けの施設で大衆向けに上演を行いながら、その上演の本質は幅広い層に遍く受け入れられるものだったということである。後年はミュンヘンのカンマーシュピールやゲルトナープラッツ劇場など、比較的キャパシティの大きい劇場にも出演していたファレンティンだが、『成功』で描写されたような事情を念頭に置きつつ彼の喜劇で描かれる「小市民」や「中産階級」の姿を明らかにすることもまたファレンティン研究に必要な手続きであろう。以下ではその準備として、ファレンティンが育つたミュンヘンにおけるコメディアン・フォルクスゼンガーの位置について考察する。

2. 地域性の問題⁴

ミュンヘンの歴史家であるリヒャルト・バウアーはその著書『カール・ファレンティンのミュンヘン』の中で、「カール・ファレンティンの芸術作品を理解するためにはミュンヘンの環境を知ることが不可欠である」⁵と述べる。また、劇

³ Feuchtwanger, S. 209.

⁴ この節は拙論『パフォーマティヴ理論とカール・ファレンティン喜劇』（「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要第11号」, 2014年, 1-16頁）第一節「民衆性と環境」（2頁）を基に、新たな資料を付け加えて稿を改めたものである。

⁵ Bauer, Richart: *Karl Valentin als »Geheimer Privat-Historiker der kgl. Haupt- und Residenzstadt München«*. In: Bauer, Richart / Graf, Eva (Hrsg.): *Karl Valentins München. Stereoskop-Photographien von 1855 bis 1880*. München 2007. S. 6-26. S. 6.

作家のカール・ツックマイヤーも「カール・ファレンティンとは何者だったのか？ファレンティンを直接見たことのない若者にこれを説明することは難しい。…彼は全くオリジナルな、全く他の誰とも異なるクリエイティブな芸術家だったが、それはひとえに彼が徹頭徹尾 »Volkskomiker« だったからである」⁶とバウアーと同様の主張を行い、同じ時空間に生きていなかった者にとってファレンティンを理解することがいかに難しいかを語っている。バウアーの言う「環境」とは、その場で生活をし、その場で話されている言葉を話し、そこに住む人々のメンタリティを斟酌し、その場に根付く伝統の中に身を置いてはじめて感知される雰囲気と考えていいだろう。そして、語族・血族的連関を持つ狭義の Volk（民族）というより、そのような雰囲気の中で日常生活を送る市井の人々、すなわち民衆としての Volk の方を重視すれば、フォルクスコミカー（バウアーはフォルクスゼンガー [Volkssänger] と呼んでいる）の孕む意味は重層的なものになる。第一に、舞台に立つパフォーマーが中産階級に属し、その受容者もまたそれに属していたということ、第二に、そこで供される演し物がいわゆるハイカルチャーとしての文学や演劇などよりも下位にカテゴライズされていたということ、そして第三に、パフォーマーたちが中産階級の立場を代表し、受容者たちの生活を再現することで、何らかのメッセージを発していたということである。ファレンティンは家具運送業を営む家庭に生まれ、大学には進学せず指物師として生計を立てようと志した人間であった。この点で第一と第二の見方と密接な関係があると考えられる。文学や歴史などの専門的知識をバックグラウンドに持たない人間が行う芝居や喜劇は間違いなく Volk のための喜劇と言えるはずで、ここに大学で専門的知識を学んだ後に演劇活動を開始した者たちとの差異が生まれるので

⁶ Zuckmayer, Carl: *Volkssänger, weiter nichts*. In: Bachmaier, Helmut (Hrsg.): *Kurzer Rede Langer Sinn*. München 1990. S. 376

ある。また第三の見方に触れると、例えば歴史学者のロバート・エーベン・サケットは、フォルクスゼンガーは各種の歴史的状況に対する観客の反応をそのまま舞台上で表現していたと述べている。⁷ 同様にリサ・アピグナネージも「ファレンティンは唯一無二のフォルクスコミカーであり、彼の野性的な芸術はビアガーデン、場末の寄席、文学的劇場の間の無人地帯のような場所から生まれてきたが、それらの新たな故郷はカバレットにあるのだ⁸と記す。これは、比較的規模の小さいカバレットやビアホールや芝居小屋などで供されるパフォーマンスを研究する際、演者が個々の素材をどのように扱い、それをどのようにして自らの芸として発信するかという生産者の側の研究だけでは不十分であり、それらを受容する観客の政治的・社会的状況を鑑みた上で観客のパフォーマンスへの反応を包括的に捉えなければならないということの意味する。アピグナネージが述べるように、「民衆 (Volk) 出身のファレンティンはビールでほろ酔い気分の観客がどう感じどう話しているかを子供の頃から熟知していた。」⁹この点からツックマイヤーが述べた Volkskomiker の本意と、ファレンティン研究に要請される視点がもう一つ付け加えられる。すなわち、バウアーが語るようなミュンヘンの環境、刻々と変化する政治的・経済的基盤、ファレンティンを取り巻いていた当時の観客などを把握する必要があるのである。このことを明確にさせるためにも、ファレンティンが活躍する時代から少し時代を遡ってミュンヘンの文化と社会状況を整理してみよう。

⁷ サケット, ロバート・エーベン:『ミュンヘン・キャバレー・政治』(大島かおり訳, 晶文社, 1988年) 9頁。「中産階級」の具体的な層についてサケットはルートヴィヒ・M・シュナイダーの定義に従って「市の『伝統的な』もしくは『下層の』中産階級である手工業者および小売商人と、『新しい』もしくは『ホワイト・カラー』の中産階級である事務員, 販売・外交員, 下級役人」としている。サケット, 15頁。

⁸ Appignanesi, Lisa: *Das Kabarett*. Stuttgart 1976. S. 143.

⁹ Appignanesi, S. 144f.

3. ユートピアとしてのシュヴァービング文化

ミュンヘンの文化というキーワードで第一に思い起こされるのがシュヴァービングという地名だろう。実際に19世紀末のシュヴァービング文化を扱った研究書は数多く、文化・文学史研究におけるその意義も大きい。しかし本研究で中心となるのはシュヴァービングでも19世紀末でもない。ユーгентシュティールとも青騎士とも関わりはない。ファレンティンが活躍したのは、我々が通常「シュヴァービング」という名称でイメージする文化圏とは、年代も場所もその文化の担い手となった人々の層も全く異なるのであり、この点を明示することがファレンティン研究の切り口の一つとなる。シュヴァービング文化の構成員たちを個別に取り上げてその活動を具体的に記述する余裕はないので、ここではシュヴァービング文化と呼ばれた現象の特徴のみをまとめよう。

メルヘン王ルートヴィヒ二世がシュタルンベルク湖で謎の死を遂げ、摂政のルイトポルト王子がその跡を継いだ1886年から、彼が亡くなる1912年までの26年間を一般的に「摂政宮時代」と呼ぶ。「このミュンヘンの黄金時代は、そのままシュヴァービングのそれと重なる。」¹⁰保守的なバイエルンにあって、シュヴァービングだけは革新的なユートピアであったということ、これが『世紀末ミュンヘン』を著した山本定祐の主張である。ここでいうユートピアとは何か。それは新進芸術家たちによる「現実」との闘いの場であった。この時期のシュヴァービングで活躍した芸術家たちは枚挙に暇がない。詩人・小説家ではライナー・マリア・リルケ、「ゲオルゲ・クライス」の首領シュテファン・ゲオルゲ、シュヴァービング文化の象徴的人物であるフランツィスカ・ツォー・レーヴェントロー、ヘンリク・イプセン、トーマス・マン、フランク・ヴェーデキントたちが、画家でいえば「青騎士」の中心人物であるヴァシリー・カンディンスキー、

¹⁰ 山本定祐:『世紀末ミュンヘン ユートピアの系譜』(朝日選書, 1993年), 125頁。

パウル・クレー、森鷗外『うたかたの記』の主人公のモデルとなった原田直次郎らが暮らしていた。彼らは各々のサークルを形成して様々な雑誌を創刊し、多くのカフェやカバレットで自らの作品を発表するなどして新たな芸術潮流を生み出すことに大きく貢献した。これらは全て、経済原理主義や軍国主義が進んでいたドイツ帝国に対して芸術の側から Nein を突きつける行為だった。

その中でも特に目を引くのがルートヴィヒ・クラゲスとアルフレート・シューラーを中心とした「宇宙論サークル」である。彼らはヨーハン・ヤーコプ・バッハオーフェンの『母権論』を端緒とする母権論ブームの火付け役となった。意外なことにこの母権重視の背景にあるのは、ミュンヘンおよびバイエルンから見る、ベルリンおよびプロイセンへの反抗心である。ミュンヘンという都市の特性を考えると、プロイセン王国の首都であったベルリンとの軋轢はしばしば浮上するテーマである。たとえばトーマス・マンも1926年に行なわれた講演『文化中心としてのミュンヘン』において、「ミュンヘンがかつてはどうであったか、ベルリンの雰囲気とは性格的に非常に違うミュンヘンの雰囲気を思い出してみましよう」と言い、「人間性の雰囲気、寛容な個人主義の雰囲気、無礼講の雰囲気、ほがらかな官能の雰囲気、芸術的な雰囲気、快活さと青春と民族性の情緒、極めて独特なもの繊細なもの大胆不敵なもの、健康でたくましい土壌の上に繁殖することのできたあの民族性の気分」をその特徴に挙げている。¹¹ それにドイツ帝国（第二帝国）誕生の背景には次のようなエピソードがある。プロイセン国王ヴィルヘルム1世が皇帝に即位したが、「そこにいたる過程においてプロイセンと粘り強く交渉を重ね、バイエルン王国の特権と独自性を主張した」バイエルン国王ルートヴィヒは「それなりの歴史的な背景と実績があって、反プロイセンの象徴的存在」になっ

たというのである。¹² 山本定祐はバッハオーフェンの『母権論』の裏にこのような「ビスマルクに象徴されるドイツ帝国の父権的、家父長制的社会体制に対するアンチテーゼ」と「反ユダヤ主義、反文明主義」を読み取り、そこから「とりわけシューラーは、原始共産主義的な色彩を帯びた『永遠の都市』あるいは『聖なる都市』という、一種のユートピアを構想する」とみる。¹³ 反文明主義についてはあとでまた触れるが、山本はさらに1898年に起こったドイツ帝国皇帝侮辱罪に因むヴェーデキントへの逮捕状請求事件を挙げつつ、「科学技術への進歩は無条件に人類を幸福にする」と考える楽天的な進歩信仰に対する反抗、当時のドイツ帝国の政治社会体制に対する批判という一点で、これらさまざまな結社、劇場、雑誌が、いわば暗黙のうちに連帯していたということは、当時のシュヴァービングを理解するうえで、いつも頭の片すみにおいて置かなければならないことである」¹⁴（原文ママ）と述べるのである。

4. 「世紀末ミュンヘン」の陰で

『宇宙論サークル』が唱えた反ユダヤ・反文明の思想はその後、ミュンヘンで活躍していたあるコメディアン思想と根底で共鳴するようになる。それがファレンティンと並ぶミュンヘン人フォルクスゼンガーの筆頭、ヴァイス・フェルドル（1883-1949）であった。

ヴァイス・フェルドルもまたドイツ以外ではほとんど、それどころかバイエルン以外の地域ではほとんど扱われることのないコメディアンである。彼をここで取り上げる理由は、「ヴァイス・フェルドルの演^だしものに反映されていたのは、政治・社会問題についての中産階級の見解の一つの集合体系」であり、「その主要部分に含まれていたのが、前工業化時代の共同体社会への憧憬、ユダヤ人蔑

¹¹ マン、トーマス：「文化中心としてのミュンヘン」（樋口忠治訳）『トーマス・マン全集X 評論2』（新潮社、1972年）所収、130頁。

¹² 三光長治編：『ドイツの世紀末第三巻 ミュンヘン 耀ける日々』（国書刊行会、1987年）479頁。

¹³ 山本、7頁。

¹⁴ 山本、10-11頁。

視、愛国心、そしてとくに第一次大戦後では、反マルクス主義」だったからである。¹⁵ このような一種過激な演目を行うようになったルーツの一端は彼の青少年期の体験にある。バイエルン州の小都市アルトエッティングで生まれ育ったヴァイス・フェルドル（本名フェルディナント・ヴァイスハイティンガー）は12歳のとき、祖母の勧めでザルツブルクにある大聖堂の少年合唱団に入団した。この時期に彼はフォルクスゼンガーとしての素地を身につけた。合唱団で歌唱力を身につけただけではなく、家族から一人離れて暮らした彼は、自らの故郷というものがいかに価値あるものかをも学んだ。アルトエッティングに帰郷後、今度は祖父の勧めで印刷工の見習いに出る。1901年には職場を求めてミュンヘンへ移住したが、そこで挫折を味わうことになる。印刷業はすでに機械中心に変わっており、熟練した印刷工は必ずしも必要ではなかったため、働き口がなかなか見つからなかったのである。19世紀末から20世紀初頭のミュンヘンでは、他の地域から移住してくる者が何万人にも及び、西暦1800年には人口わずか3万人に過ぎなかった町が100年後には50万人ほどに膨れ上がっていた。¹⁶ そこでフェルドルは印刷工として生計を立てることを諦め、フォルクスゼンガーになることに決めた。最初のうちこそ新入りにありがちな苦労を重ねたフェルドルだが、1903年から2年間帝国陸軍軍人として勤務を経た後、1905年にレーゲンスブルクの劇場に雇われたのを皮切りにしてフォルクスゼンガーとしての地位を着実に築いていった。そして1907年、ホーフプロイハウス近くにある劇場「プラッツル」において、「ダッハウアース（ダッハウの人々）」という名のコーラスグループに参加し、芸名もヴァイス・フェルドルに変えてミュンヘンでの人気を不動のものにしていくのである。

フェルドルの愛国心のルーツはもうひとつある。彼は第一次大戦にドイツ帝国陸軍軍曹として出征

し、戦闘員として戦うのみならず前線兵を慰問する役割を買って出た。この経験が彼の郷土愛と戦友たちおよび戦争で苦しむバイエルンの人々との共同体意識をさらに強めていった。例えばこの時期にフェルドルは『アラースの小さなヒバリ』と題する歌を作った。

おも苦しく咆えるたたかひの嵐、
頭上には空たかく舞うヒバリ、
なんの恐怖も知らず、
死の近さを感じることもない。
臆すことなく高らかにさえずる、
ヒバリよ、ほくらはおまえが好きだ、
遠く離れたふるさとのことを、
おまえはかくも懐しく語ってくれる。¹⁷

ヒバリの巣はドイツ軍とフランス軍の中間地帯に実際に存在した。愛国心に支えられて戦場に赴いたものの、そこでの現実は無情だ。このような思いを抱いているのはフェルドルやドイツ軍ばかりではなく、敵方も同じである。その意味でこの歌は反戦的でありながら愛国的でもある。戦争の終結と故郷への帰還を歌ったこの曲が戦友たちとの共同体意識を育んだ。そしてフェルドルにとっての共同体意識とは、「古き良きバイエルン」への愛着に他ならなかった。したがって戦争終結後に起こったバイエルン革命およびヴァイマル共和国に対して、フェルドルは反対の姿勢を貫いた。クルト・アイスナーら社会主義者を中心とするバイエルン・レーテ共和国は、「古き良きバイエルン」を破壊しているように写ったのだ。また、レーテ共和国を主導している人物たちの多くがユダヤ人であったこともフェルドルの愛郷心に火をつけた。ここからフェルドルの存在はただ「古き良きバイエルン」の象徴であるだけでなく、ヴァイマル共和国打倒、反ユダヤ主義、初期ナチスを支持する市民たちの表象ともなった。「ミュンヘンの健康で曇りのない血が反ユダヤ的ナショナリズムに

¹⁵ サケット、20-21頁。

¹⁶ サケット、20頁。

¹⁷ サケット、137頁。

よって毒されていく」¹⁸ 動きの中で、フェルドルはその中心に位置していたのだ。以下は1924年4月に行なわれたヴァイス・フェルドルのショーについて記されたサケットの文章である。

歌い終わるやいなや、会場は「雷鳴のような喝采」にどよめいた。それにつづいておこったことから見れば、ヴァイス・フェルドルのショーのこの部分が、ナチたちへの共感を表明する公然たるデモンストレーションと化したことは明らかだ。何人かのファンが、それぞれ長いリボンをつけた月桂冠を二つ彼に贈ったのだが、「第一のリボンには、ヒトラー裁判の被告者全員の署名が、第二のにはその弁護士たちの署名がしるされていた」。このミュンヘンの芸人が一揆のまえにとくにナチ支持を表明していたという記録はないが、ヴァイマル共和国へのこれほど断乎たる反対者が極右派になびいたとしても、意外ではない。月桂冠に結ばれたリボンの色が、帝国の国旗の色、黒、白、赤だったことは、特記しておかねばならない。それらを受け取ることでこの演歌師は、第一次世界大戦の終結とともに存在しなくなっていた帝政国家への忠誠と、一九一九年に悪評高いヴェルサイユ条約に署名したその後継国家への侮蔑とを、ともに表明したのである。ヒトラーは共和国打倒を誓っていた。バイエルンの首都で権力を奪取しようとした彼の大胆な試みは、全国制覇とドイツ権力の復興という、より大きな計画の第一歩だった。これはヴァイス・フェルドルの目には、すべてヒトラーの信望をいや増すものと映った。¹⁹

ただし当然、ミュンヘンの人々全てがフェルドルの歌と主張に共感していたわけではない。ファレンティンの喜劇にも「古き良きバイエルン」を

志向する作品が少なからず存在するとはいえ、それは決して反ユダヤ的でも親ナチス的でもなかった。両者の作品の質的差異はそのまま客層に連結する。ミヒャエル・シュルテによれば、「ヴァイス・フェルドルの表面的なユーモアを評価していた者はファレンティンにはほとんどあるいは全くタッチしなかったし、逆にファレンティンのファンにとって粗野なバイエルンへの愛郷心 (Weißwurstpatriotismus) は、あまりに安っぽいものであった」。²⁰ このような客層の違いからもファレンティン喜劇の独自性が浮かび上がる。それはミュンヘン、バイエルンという土地に根ざしていながら、同時に、地域性のみには限定されない笑いの技法があったということである。すなわち、パウアーやツックマイヤーが示したミュンヘンという土地へのファレンティン喜劇の囲い込みはその多角的な視点と魅力を減少させる恐れを孕んでいる。

5. 文化と文明

ここまで見てきたミュンヘン中産階級の不安とは、旧来の伝統的文化に対する文明側の侵食への不安と言い換えることもできよう。周知のように、フランスが「文明 (Zivilisation/civilization) の国」とされるのに対して、ドイツは「文化 (Kultur) の国」とされてきた。両国における「文化」と「文明」が持つ意義を歴史的に辿ることは難解極まる作業であるが、ドイツの地域性をテーマにする上で避けては通れない問題でもある。Kultur はラテン語 cultura を語源とするフランス語の culture (「耕作する」「世話をする」) から借用され、当初は Cultur と綴られていた。17世紀後半のフランスでこの語は「大地を耕す」「世話をする」などの意味で使われていたが、その後「人間の育成」という比喩的な意味においても使用さ

¹⁸ マン、130頁。

¹⁹ サケット、14頁。

²⁰ Schulte, Michael: *Karl Valentin*. Reinbek bei Hamburg 1968. S. 37. 蛇足ながら、ファレンティンとフェルドルの個人的関係は険悪だったと一般的に思われているが、シュルテはそれを間違いだとし、そのような誤解が生まれたのはひとえに客層が重複しなかったことによるものと述べている。

れるようになった。他方「文明」はラテン語 *civis* (市民), *civilis* (市民の), *civitas* (都市) を語源とする。「文明」がもともと「市民」「都市」と結びついているのは極めて重要である。18世紀のフランスにおいては「文明」よりもむしろ、「国民の文明化」にこそ主眼が置かれていたからである。ノルベルト・エリアスの有名な定義に倣えば、「文明化」の概念は「最近の二、三百年のヨーロッパ社会が、それ以前の社会あるいは同時代の『もっと未開の』社会よりも進化して持っているものすべてをまとめている。』²¹ このような自意識は啓蒙思想を背景にして都市に生きる貴族階級の自己啓発的な行動と結びつく。したがってこの段階では、「文化」と「文明」は都市における人間的発展の過程という意味で類義語であった。

人間の育成という点で姉妹語であったはずの「文明」と「文化」に意味の違いが生まれたのは18世紀中葉であるという。たとえばカントはその『世界市民的見地における普遍史の理念』(1784)において、ルソーの説に基づきながら以下のように述べる。「人間本性は、その最後の歩み(すなわち国家間の結合)がなされる以前、したがってかろうじてその形成の半ばにおいて、当てにならない外見だけの福祉のもとで最も苦しい災禍を耐え忍ぶのである。人類がなお登攀しなくてはならないこの最後の段階を考慮に入れないならば、ルソーが未開人の状態を好んだとしてもそれほどまちがっていたことにはならない。われわれは芸術学問によって高度な文化をもち、種々の社会的礼節や上品さにおいて煩わしいほど文明化されている。しかし、われわれがすでに道徳化されていると考えるためには、まだ非常に多くのものが欠けている。というのは、文化にはやはり道徳性の理念が属しているのに、この理念をもっぱら名誉心や外見的上品さという擬似道徳に帰着するようを用いるならば、この理念の使い方はただ文明化とい

うことしか意味しなくなるからである。』²² この段階における文明とは、フランス式の宮廷や貴族といった上流文化における表面的な礼儀作法を意味した。一方文化とは、宮廷作法、技術と科学といった外的かつ表面的な発展ではなく、道徳性をも要請される極めて内面的かつ人間的なものである。カントが言うような「文化」優位の思想は、ドイツ人でありながらフランス式の宮廷生活様式にかぶれフランス語を日常語としていた「宮廷上流支配階層の風俗に対する、ドイツの中流知識層の論駁」²³に他ならなかった。このような「文化」と「文明化」との対立がその後ヘルダーやトーマス・マンの思想などを経て、グリムの『ドイツ語辞典』にあるように、前者は「芸術的・精神的、人生を満たす、創造的、造形的で促進的、その場所固有の、内的で真実のもの」であるのに対し、後者は「自然科学・技術的、便利さを追求する、慣習的、合目的的、国際的、外的かつ表面的なもの」という類型的理解へと収斂していくのである。²⁴

このような広義の「文化」概念を局地的な「バ

²² カント、イマヌエル：『世界市民的見地における普遍史の理念』(福田喜一郎訳)「カント全集14」(岩波書店、2000年)所収、15-16頁。強調は引用元による。

²³ エリアス、76頁。しかしながらエリアスはカントのこのような論駁には前例があるということも付加することも忘れてはいない。その代表的なものが1736年に刊行されたツェドラーの世界大百科事典における「宮廷、礼儀、宮廷人」の項で、そこには「偽りの外面的な『礼儀』と真の『美德』という対立命題」が述べられているという。エリアス、77頁。

²⁴ Grimm, Jacob/Grimm, Wilhelm: *Deutsches Wörterbuch*. Band 31. Fünftehnter Band. Bearbeitet von Heyne, Moriz/Seedorf, Henry/Teuchert, Hermann. Leipzig 1956. S. 1734. 山本定祐は「…グリム兄弟が『ドイツ語辞典』の第一巻を刊行したのは1854年であるが、『文明』の項が入っている第31巻は1956年、つまりようやく百年余りに刊行されており、この項の記述自体にトーマス・マンの影響が加わっていることも十分に考えられるのである」と述べている。確かに辞書の記述にマンの『非政治的人間の考察』が影響を及ぼした可能性は十分あるだろうが、エルンスト・ローベルト・クウルツイウスが『フランス文化論』を執筆したのは1930年、エリアスが『文明化の過程』を書き上げたのは1936年(刊行は1939年)であり、辞書の執筆者たちがこれらの書ならびにカントの『世界市民的見地における普遍史の理念』を読まずして「文明」の項を書いたとは考えにくい。トーマス・マンの影響云々よりもむしろ、マン自身が18世紀以降のドイツ語圏を覆っていた「文化」理念の影響下にあったと考えるのが妥当である。山本、240頁。

²¹ エリアス、ノルベルト：『文明化の過程・上』(赤井慧爾、中村元保、吉田正勝訳、法政大学出版局、1977年)68-69頁。

イエレン文化」へと転用しても問題はないように思われる。むしろそこそが、ミュンヘンを州都とするバイエルン人達の文化理解を深める最善の方法だろう。フランス式「文明」とドイツ式「文化」の対立の根本原因は、それぞれの国家の成立過程にある。「文明」にしる「文化」にしる、これらのキーワードが俎上に上っていく過程と国民国家形成の過程はパラレルに進んでいた。シカゴ大学のエミリー・A・ヴォグトは、「フランスでは、国民的市民と国家がドイツにおいてよりも密接に結びついて発展してきた」のに対し、「ドイツでは、国家の成員とドイツの文化的共同体の成員とは全く別物」だと述べる。²⁵ 彼女によれば、フランスでの「文明」には「その頃の数世紀において比較的国境線が変わらずに保たれていたというそのアイデンティティと政治的安定性における人々の信頼の見通しの反映」がある一方で、ドイツ的な「文化」は「ドイツ人民を結びつける単一の国家枠組みを持たず、散り散りに分配された政治的不安定性を反映」している。²⁶ 同様のことは西川長夫も述べており、「文明」と「文化」を対抗概念としてとらえる場合にはまず「貴族や宮廷社会などに代表される旧制度の価値観に対する、新しい社会勢力を代表する知識人や上層ブルジョアジーの価値観としての『文明』＝『文化』概念の形成という観点」と、「国民国家の形成という事態に直面し、あるいはその過程」のなかで「文明」と「文化」が変質し、その対抗的な性格をより強めていったことの二点を考慮に入れなければならないと説く。²⁷

²⁵ ヴォグト、エミリー・A (成瀬厚訳)：『文明と文化—フランスおよびドイツ市民権の歴史におけるキーワード—』「空間・社会・地理思想15号」所収、2012年、95頁。ヴォグトのこの見解の背後にあるのは1930年に書かれたクゥルツィウスの『フランス文化論』の一節、「ドイツ文化共同体の境界は、いまだかつて国民国家の境界と一致した例しがなく、今日では従来にもまして然りである。ドイツ文化は、いまだかつて国民体として現れたことがない」であることは明白だろう。クゥルツィウス、エルンスト・ローベルト：『フランス文化論』(大野俊一訳、みすず書房、1977年) 32頁。

²⁶ ヴォグト、96頁。

²⁷ 西川長夫：『国境の越え方 国民国家論序説』(平凡社ライブラリー、2009年 [第6版]) 192頁。

これらを基にすれば、ミュンヘン及びバイエルンのベルリン・プロイセンへの対抗意識、そしてヴァイマル共和国・バイエルン革命への反対というのは「古き良きバイエルン」という、実際は体験したことのない「文化」を守ろうとする中産階級側の抵抗だったと言える。「ドイツ語の『文化』という概念の機能は、『文明化』の対立物を意味することであるが、この機能は明らかに一九一九年に、またすでにそれ以前に、再び勢いを取り戻した。それは、『文明化』の名においてドイツに対して戦争が行なわれたためであり、ドイツ人の自意識が、講和条約締結によってつくられた新しい状況に新たに通じなければならなかったからである。」²⁸ ただしこのドイツ人の自意識は一つの国民体として発生したわけでもなければ、当時のバイエルンに住む人々の多くがその文化の実態を理解していたわけでもない。サケットがヴァイス・フェルドルの演芸手法を評して「ミュンヘンに根をもたない大衆の『古きバイエルン』へのノスタルジアを表現することは、彼にとっては自然ななりゆきだった」と記すのはきわめて重要である。「古き良きバイエルン」というイメージは各地方からミュンヘンに移住してきた芸術家やエンターテイナーたちが未だ実現されぬユートピアとして掲げた一種の政治的スローガンだったのであり、文明化が進むミュンヘンの中でこのような未来へのプロジェクトとしてのノスタルジーを抱くことは、彼らがミュンヘンに根ざして生きていくための手段だったのである。

6. ファレンティンの出自と中産階級の没落

それでは、ミュンヘンというトポスはファレンティンにとってどのような意味を持つのだろうか。ファレンティンを「左思考をする人 Linksdenker」と述べたクルト・トゥホルスキーは、1924年、ファレンティンの『場末の劇場』について、「ベルリンの企業家たちがかれを囲い込まないでくれるといいのだが。この素朴なアンサンブ

²⁸ エリアス、75頁。

ル劇団の秘密は、かれの力強い純真さにある。とにかくこれはそういうものであるから、これが性に合わない者は観なければいい」²⁹と、経済原理を第一とするベルリンの潮流と牧歌的な素朴さを是とするミュンヘンおよびバイエルン文化との対比から劇評を行った。ファレンティン自身も、自らの芸はミュンヘンのタールという地区以外では受け入れられないのではないかと考えており、ミュンヘン以外で暮らす気はさらさらなかった。しかし彼はもともと純粋なミュンヘン人であったわけではなく、批評家たちによって「最もミュンヘン人らしいミュンヘン人」に祭り上げられた側面も否定できないのである。

カール・ファレンティン、本名ファレンティン・ルートヴィヒ・ファイがバイエルンで生を受けたのは確かである。しかし両親の出自を調査すると、父ヨーハン・ファレンティン・ファイはヘッセン州ダルムシュタット生まれ、母ヨハンナ・マリア・シャッテはザクセン州ツィッタウで生まれ育ったということがわかっている。父は1864年にはミュンヘンで経師職人としての修行を開始していたが（後に家具運送業も兼ねる）、両者が結婚したのはその5年後の1869年で、このとき彼らはミュンヘンではなくザクセンの小村ヘルヴィヒストルフにいた。そしてこの二人はプロテスタントだったため、カトリックが大半を占めていたミュンヘンにありながら、息子のファレンティンにもプロテスタントとして洗礼を受けさせた。³⁰ 宗教と両親の出自、この二点からファレンティンが

「生粋のミュンヘン人／バイエルン人」ではないことがわかる。そしてこの家族が暮らしていたのは瀟洒なカフェやアトリエが立ち並ぶシュヴァービングとは似ても似つかぬ、ミュンヘン郊外のアウという地区であった。シュヴァービングは新市庁舎があるミュンヘンの中心地マリーエンプラッツから見て北に位置しているが、アウ地区はドイツ博物館があるイーザル川を越えた東南の方角にある、工場などが立ち並ぶ町だ。もちろんマリーエンプラッツやオクトーバーフェストが開かれるテレージェンヴィーゼから遠く離れているわけではなく、ファレンティン自身もミュンヘン中心部が科学技術によって様々な点で（路面電車や活動写真など）発展していく様に魅了された。しかしその時代、いわば「耀けるシュヴァービング文化」の陰に隠れていたこの手工業者や伝統的中産階級と呼ばれる人々はシュヴァービングの芸術家たちとは全く別の問題を見ていた。シュヴァービング文化の牽引者たちが父権主義的なドイツ帝国へのアンチテーゼとしてのユートピアを意識していたとすれば、手工業を中心とした中産階級は急激な都市の発展と労働環境の変化を横目に見ながらいつか自分たちが零落するのではないかという不安を抱えながら生きていた。実際カール・ファレンティンも最初は指物職人の見習いであり、1902年に父が亡くなってその跡を継ぎ家具運送会社の経営に携わった。しかし経営はうまくいかず会社は1906年に売却される。つまりファレンティン自身が没落する中産階級の一人だったのである。ここでサケットの言葉を引用しよう。

「1914年以前から、バイエルン首府のこれらの中間層の人びとには、経済的、社会的な没落感がひろがっていた。工業化は手工業者や小売商人に深刻な問題をもたらし、これらの職業の将来はあやういように見えはじめた。工場は、伝統的な作業場で作られるものより安い価格の商品を大量生産し、他方、百貨店は小さな商店から客をうばいつつあった。…手工業者と小売商人は、緩慢な貧困化に直面して、結局は商売を諦めてプロレタリア

²⁹ Tucholsky, Kurt: *Der Linksdenker*. In: *Gesammelte Werke Band 3*. Hrsg. von Mary Gerold-Tucholsky und Fritz J. Raddatz. Reinbek 1973. S. 477. トゥホルスキー、クルト：「左思考をする人」『ドイツ世界に冠たるドイツ [黄金] の20年代・ワイマール文化の鏡像』（野村彰弘、ありな書房、1982年）所収、142頁。

³⁰ 西暦1900年のミュンヘン総人口49万9000人のうち、カトリック教徒が41万9000人、プロテスタントは8400人ほどだったという。そして宮下健三はプロイセンとバイエルンのライヴァル関係に「新教徒対カトリックの敵対意識」の要素も付け加えている。これが事実だとするならば、ミュンヘン人はプロテスタントのファレンティンを「生粋のミュンヘン人／バイエルン人」とはみなさないはずである。宮下健三：『ミュンヘンの世紀末 現代芸術運動の源流』（中公新書、1985年）33-34頁。

アートに転落し、それとともに社会的身分を失うことになるかもしれないと、悲観的気分を抱いていた。」³¹ 美術史家ヴィルヘルム・ハウゼンシュタインはファレンティンの出自が彼のコメディに一定の影響を及ぼしたと考えている。彼は、「絶対的滑稽」なるものは存在しえないとし、喜劇的なものは常に非喜劇的なもの、悲惨なもの、悲劇的なものとの隠された関係から発生すると述べる。そして、「ファレンティンの演技とそのシーンには一定の社会的特徴が見られる」ため単純でむき出しの滑稽さは不可能であり、その「社会的特徴」をハウゼンシュタインは「プロレタリア的テクスチュア」とする。³² この「プロレタリア的テクスチュア」が世紀転換期から第一次大戦後まで続くミュンヘンの中産階級たちが抱いていた不安のことを指していることは言うまでもないだろう。また『カール・ファレンティン全集』の編纂者の一人であったマンフレート・ファウストはファレンティンを「19世紀の歴史意識が生んだ子」³³ と呼ぶ。19世紀の歴史意識において歴史とはもはや神の救済プランとして認識されているものではなく、革命を経験した市民階級 (Bürgertum) の人々が活躍する場所であった。ファウストはとりわけ市民というキーワードにこだわってファレンティンを上記のような歴史意識の中に位置づける。そこにおいて問題となるのは「歴史が絶えざる没落として悲観的に捉えられるか、あるいは考えられうる限りの自由へと向かう発展として楽観的に捉えられるか」であり、「市民階級の視点に立てば歴史とその主体は常に変化の渦中にある」とされ

る。³⁴ ダイナミックに変転する時代を生き抜いた市民の一人として、コメディアンとして成功した後も、ファレンティンはミュンヘンの市民性を決して忘れずにそれを表象しつづけたというのである。この「市民性」についてもはや多言は必要ないだろう。もしファレンティンの演目に「ミュンヘン／バイエルン文化」の痕跡が認められるとするならば、その正体は、ファレンティンと共に生きていた中産階級たちの生活そのものだったと考えられる。バウアーの述べるミュンヘンの環境の中にはこの小市民たちの生活環境も含まれるのであり、それを理解するためには同一の時代と文化に生きていなければならないという理屈は必ずしも成立しない。

7. 結・混淆としての「バイエルン文化」

ここでもう一度ノルベルト・エリアスの『文明化の過程』から引用しよう。彼は「文化」と「文明化」について次のようにも語っている。

何らかのかなり小さなグループ、家族とか宗派、学校のクラスとか「組合」などでは、そのグループの内部の人にとっては大いに意味があっても、外部の人々にとってはほとんど意味のない言葉が用いられることがあるが、「文化」と「文明化」といった概念は、そのような言葉と似ている。これらの概念は共通の体験に基づいてつくられる。これらの概念は、それが表現しているグループと共に成長し変化する。そのグループの状況、歴史がこれらの概念の中に反映している。こうした経験を共にせず、同じ伝統と同じ状況に立って語るのではない他の人々にとっては、これらの概念は色あせたままで、十分に生き生きとしたものには決してならないのである。³⁵

「文化」と「文明化」が限られた共同体における

³¹ サケット, 15-16頁。

³² Hausenstein, Wilhelm: *Die Masken des Komikers Karl Valentin*. München 1948. S. 12f. 「プロレタリア的テクスチュア」と訳した箇所原文は „eine proletarische Faser“ であり、Faser とは「繊維」を意味する。従ってここで縦軸と横軸からなる「テクスチュア」と訳してもそう的外れではないだろう。

³³ Valentin, Karl: *Karl Valentin Sämtliche Werke in neun Bänden*. Band 5. Hrsg. von Manfred Faust und Stefan Henze in Zusammenarbeit mit Andreas Hohenadl. München Sonderausgabe 2007 (1. Auflage 1997). S. 538.

³⁴ Ebd.

³⁵ エリアス, 72-73頁。

共通の体験に基づいて作られるとしても、それは「グループと共に成長し変化する」とエアラスは述べている。翻ってファレンティン喜劇における「文化」はどうだろう。ファレンティンの技芸の源がミュンヘン／バイエルンに居住していたという事実だけにあるのならば、ベルリンやヴィーンなどミュンヘン以外の地域でファレンティンが客演を行っても観客は集まらなかったであろうし、今後も理解されることは決してないだろう。またファレンティンが生きた時代と現代とでは大きな隔りがあるし、ミュンヘン文化の混淆も未だ進行中で、ファレンティンが生きた当時の「文化」がそのまま残っているわけではない。しかし今日でもなおファレンティンの書籍やDVD等が発行され続けている理由は、彼のコメディが多様な解釈を許容し、万人に受け入れられる普遍性を持っているからである。ファレンティンの喜劇に彼の同時代・同じ地域に暮らした人々しか理解できないテーマ多々存在することは事実だ。だが実のところ、他の文化・文明に属する人々にも理解可能な笑いも存在するのである。例えばハウゼンシュタインは、ファレンティン喜劇の根源には両親の生まれ育ったザクセンとヘッセンの文化が大きく関わっていると考えており、「ファレンティンの悲喜劇のプロレタリア的なものはザクセンに、精神的ラディカリズムと詩的大胆さはヘッセンに由来するのである」³⁶と述べる。ファレンティンの特異性はバイエルン以外の土地で生まれ育った両親のバックグラウンドとミュンヘンの市民的特徴が混淆したところにあるのであり、そのバイエルンの純粋性に存するのではない。その上ミヒャエル・シュルテは、ファレンティンのユーモアはルイス・キャロルやジェイムズ・ジョイスなどに見られるイギリス的ユーモアに近いと主張す

る。³⁷ファレンティン喜劇がミュンヘン／バイエルンの文化にのみ囲い込まれるようなものではないことはもはや明白だろう。サミュエル・ベケットやヘルマン・ヘッセのように、バイエルン文化を共有せずともファレンティンの技芸に理解を示した人物が存在するが、それはファレンティンにとって地域性とはその喜劇の素材だからである。この意味で彼はただ「古き良きバイエルン」のイデオロギーに利用されるだけのマスコットでもなければ、他の共同体に生きる人々にとって色あせたものでもない。そしてこれはメディアネットワークが発達した現代におけるファレンティン研究にとって、特に無視することのできない観点だと思われる。

³⁶ Hausenstein, Wilhelm, In: Valentin, Bertl: *Du bleibst da, und zwar sofort!* München 2007 (Erst Ausgabe 1971). S. 168. しかしながらこの「ザクセン風」「ヘッセン風」のような分類もその実在性への批判を免れ得ないであろう。純粋さではなく混淆による進化プロセスを「文化」の本質とみなすならば、純粋な「ザクセン文化」と「ヘッセン文化」もまた存在しないからである。

³⁷ Schulte, S. 102-4.

Ein Diskurs über Publikum und Kultur

— Die Bedeutung der Stadt „München“ für die Karl Valentin-Forschung —

SETTSU Takanobu

(Department of Human Sciences & Cultural Studies)

Der vorliegende Aufsatz behandelt die Rolle des Regionalismus bei der Analyse von Werken Karl Valentins. Das Ziel meiner Arbeit ist es, dieses Feld für die Valentin-Forschung zu ordnen und deren Bedeutsamkeit zu erklären.

Es wird häufig gesagt, es sei unmöglich, über die Komödien Valentins zu lachen, ohne Kenntnisse der Münchner Kultur zu besitzen. Diese Meinung beruht auf ihrer provinziellen Volkstümlichkeit, die nicht nur als eine Voraussetzung sondern auch als ein Hindernis für die Rezeption von Valentinschen Werken funktioniert. Um darüber nachzudenken muss das Wesen der bayrischen Kultur ausführlich untersucht werden. In geisteswissenschaftlicher Hinsicht betrachtet man normalerweise „Schwabing“ als die typische Münchner Kultur. Das ist aber nur ein Teil davon. Wir dürfen nicht die Kultur des Mittelstands außer Acht lassen. Mittelständler in Bayern hatten, nach Robert Eben Sackett, die Angst, dass sie in Folge der geschwinden Entwicklung der Industrie einmal untergehen würden. Dabei spielten zwei berühmte Volkssänger eine große Rolle, nämlich Karl Valentin und Weiß Ferdl. Vor allem durch die Aufführungen Ferdls wurde das Publikum in Bayern von der Sehnsucht nach dem „alten guten Bayern“ verzehrt und so von seiner seit langem gehegten Unzufriedenheit erlöst.

Einer der Hintergründe einer solchen Sehnsucht ist der Kampf mit der Zivilisierung, die damals in Bayern voranschritt. Dagegen führten die Bürger innere Kämpfe für ihr traditionelle Lebensweise. Sie fanden die Waffen dafür in den Komödien Karl Valentins: Lachen und Nostalgie. In vielen seinen Komödien sind Münchner Mittelständler dargestellt, die zivilisationsgesellschaftlich fehl am Platz und ratlos sind. Durch die Erfahrung von valentinschen Aufführungen machte das Publikum seinem Herzen Luft, was aber auch in der Gegenwart nicht viel anders ist. Der größte Wert valentinscher Komödien besteht nicht ihrem bayrischen Regionalismus sondern in dem allen Arbeitern oder Bürgern gemeinsamen Leiden. Deshalb macht es keinen Sinn, seine Werke auf einen engen Bereich zu begrenzen.

ナスカ台地におけるラインセンター間の移動距離と負担との関係 —歩行時の心拍数を指標として—

本 多 薫

(文化システム専攻 心理・情報領域担当)

門 間 政 亮

(宇部フロンティア大学短期大学部)

1. はじめに

南アメリカ大陸の西部に位置するペルー共和国のナスカ台地には、猿やハチドリなどの動物の絵で有名なナスカの地上絵がある。ナスカの地上絵は、動物の絵以外にも、植物や幾何学図形、直線などの絵が複数、台地上に描かれている。その中でも最も多く描かれているものは直線の地上絵である。また、地上絵には複数の直線が集まる（又は直線が放射される）“ラインセンター”と呼ばれているものが複数あり（図1）、山形大学人文

学部が中心となる共同研究による調査が行われている¹⁾。これまでの調査の結果、163点のラインセンターがあることが分かっている^{注1)}。

筆者らの人工衛星画像の分析などから、複数のラインセンターを經由して台地の南北がつながれていることが明らかになっている²⁾。そして、ナスカ台地に南北をつなぐ道（情報科学では“情報を伝達するネットワーク（通信網）”と呼ぶ）があったのではないかと仮説を立て、検討してきた³⁾。その結果、(1)複数のラインセンターとそれをつなぐ直線の地上絵を利用することで、迷うことなく



(ラインセンター C44から伸びる直線の地上絵)

図1 ラインセンターと直線の地上絵の例

南北を移動できること、(2)洪水等の影響を受ける場所においても、歩行路として構築が可能であること、などが明らかとなった。ラインセンター間をつなぐ直線の地上絵の長さ(距離)は一定ではなく、長短様々な長さのものがある。筆者らが示したナスカ台地のネットワーク図では、C61とC37と記述されている箇所をつなぐ直線(ライン)が最も長距離である(図2)。道路網などのネットワークを構築する場合には、効率性の観点から複数の中継地点を経由せずに、始点と終点をダイレクトに直線でつなぐことで最短路(最短距離)を確保することが検討される⁴⁾。しかし、始点と終点の距離が長くなると生体への負担の増加、疲労や歩行路の寸断などリスクが高まることが予想される。ナスカ台地のラインセンターとそれをつなぐ直線の地上絵の制作目的の一つとして、“歩行路”と仮説を立てた場合に、単に“直線の地上絵に沿って歩行できた”との確認だけでは不十分であり、生体への負担を考慮して無理なく歩行できるのかを検証する必要がある。

運動や作業などの生体負担の評価には、心拍数、呼吸数、筋電図、脳波、エネルギー代謝などが指標として用いられる^{5)・6)}。長町⁷⁾は心拍に関して、「体内エネルギーの消費量の指標として用いることができる。つまり軽作業に比較して重作業では、体内エネルギーの消費が大になるので、血液拍動も激しくなり、労働負担の程度を心拍数で推しはかることができる。」と述べている。

よって本研究では、移動距離が異なる4か所のラインセンターをつなぐ直線の地上絵を取り上げ、この直線の地上絵に沿って歩行^{注2)}による移動を行った際の心拍数を計測して、心拍数を指標としてラインセンター間の移動距離と生体への負担との関係について検討した。

2. 心拍数

心臓の活動水準の測定に用いられるのが、心臓を挟んだ体表面に電極を貼り、心臓の活動を電気的に記録する心電図(electrocardiogram: ECG)

である。心電図には心筋が収縮するときの一連の電気活動が現れるが、血液を左心室から大動脈に送り出すときに発生する大きな電気信号をR波と呼ぶ。1分間のR波の回数を数えることにより、心拍数(拍/分)を算出することができる。心拍数は物理学的作業強度や酸素摂取量と高い相関関係を示すことが分かっており、心拍数の増減から物理学的作業強度(運動強度)を評価することができる⁸⁾。また、心拍数は、身体的ワークロードが大きくなると増加し、精神的緊張、不安感、その他の情動によっても増える⁹⁾。本実験の歩行では、心拍数(1分間のR波の回数)を測定した。心拍数の測定は、心拍測定装置(T.K.K.1876a, 64K バイトインターフェースII型, 竹井機器工業)を使用した(図3)。2個の正電極を被験者の胸部に装着し、もう一方の負電極を下肋骨に装着する3電極のCM₅誘導法を用いた。

3. 実験方法

本研究では、ラインセンター間の直線の地上絵に沿って歩行した場合の移動距離と生体に与える負担を検討するために、ラインセンター間の距離の異なる4つのルートを選定した。ルート1として、ラインセンターNo.61(以下C61と略記)からNo.37(以下C37と略記)までの経路、ルート2としてラインセンターNo.44(以下C44と略記)からC61までの経路、ルート3としてC37からラインセンターNo.35(以下C35と略記)までの経路、ルート4としてC35からラインセンターNo.36(以下C36と略記)までの経路を選定した(図2)。C35、C36、C37、C44、C61の番号は、Aveni¹⁰⁾が付けたラインセンターの整理番号である。表1に各ラインセンター間の距離を示す。C61からC37が約11,240m、C44からC61が約7,600m、C37からC35が約4,730m、C35からC36が約2,890mである^{注3)}。ラインセンターには、自然の山や丘を利用したものがあるが、人工的に制作されたと思われるマウンドや石積みもある。今回の実験で取り上げたラインセンターのスタート地点の風景を

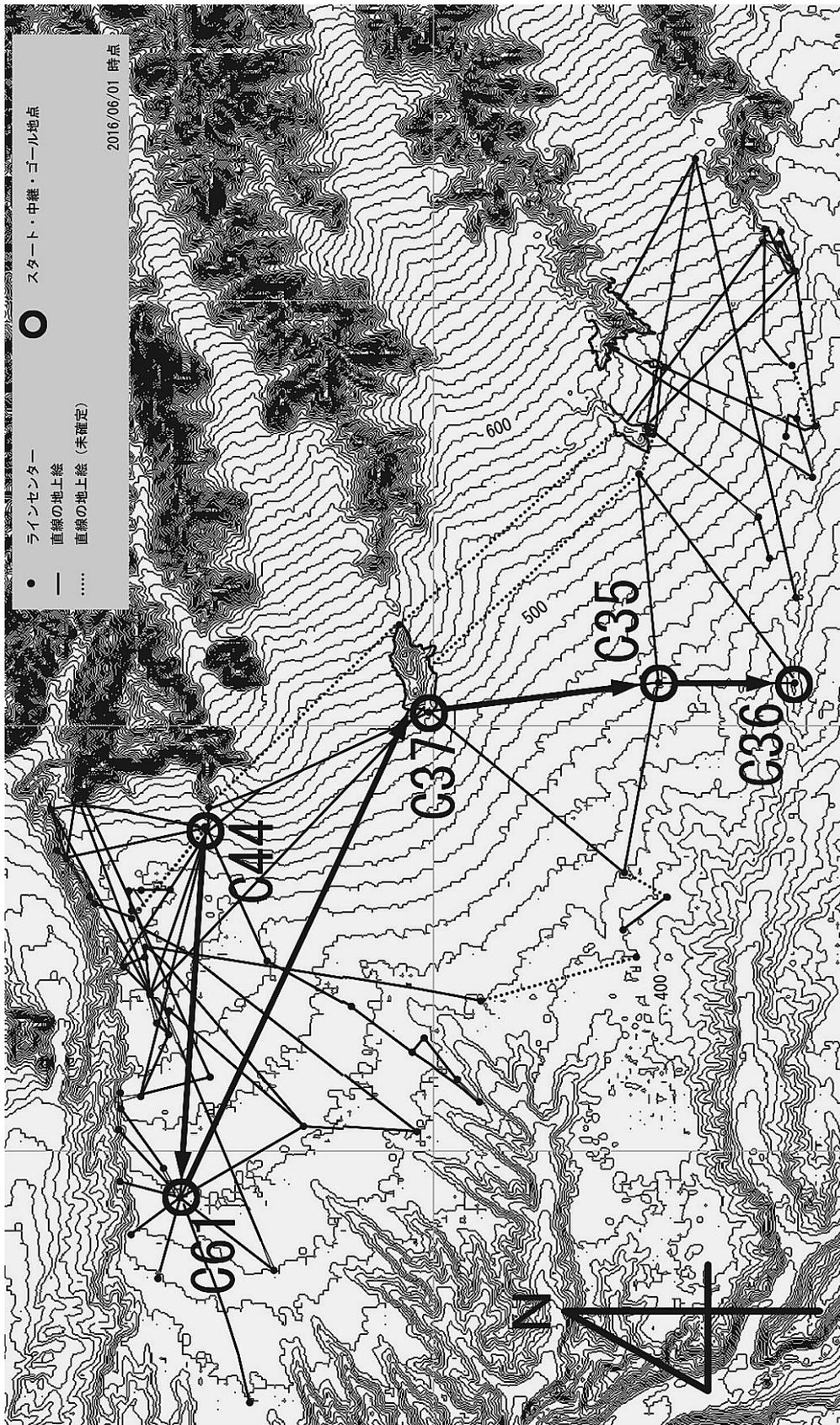


図2 ナスカ台地の歩行したルート (ネットワーク図とラインセンターの位置)

表1 ラインセンター間の距離

ルート	ラインセンター間	距離 (m)*
1	C61 - C37	11,240
2	C44 - C61	7,600
3	C37 - C35	4,730
4	C35 - C36	2,890

*：ラインセンター間の距離は、人工衛星画像から計測したものであり、誤差がある。



(ゴムバンドを用いて腰の位置で固定)

図3 心拍測定装置

図4に示す。C35, C36, C37, C44は、自然の丘を利用したものであるが、C61はマウンドであり、石が置かれているものである。

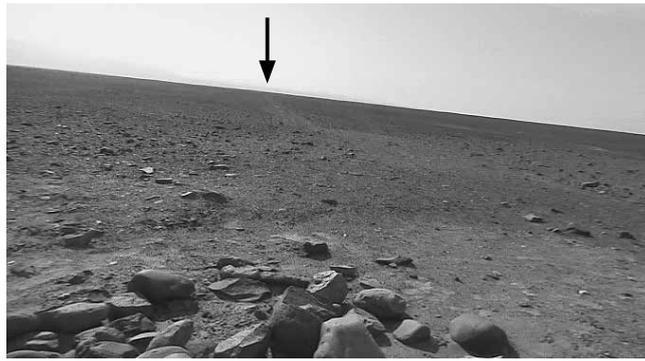
被験者には、GPS ロガー (Garmin eTrex30) および心拍測定装置を装着させた。GPS ロガーの装着位置は衣服のポケット内、心拍測定装置はゴムバンドを使用して腰の位置に装着した(図3)。実験中は、GPS ロガーにより GPS 座標 (WGS-84: UTM) を10秒間隔で記録した。また、心拍計により、被験者の心拍数 (拍/分) を計測した。これらの実験用装備に加え、世界遺産であるナスカ台地を保護するために、接地面の広いゴム製サンダルを装着させた。4つのルートともに同じ装備とゴム製サンダルで歩行させた。日照や気温等を考慮し、被験者は長袖服とフード付き帽子などを着用していた。

被験者は、実験で使用したラインセンター間の

歩行経験がない、ペルー人男性である^{注4)}。実験前に歩行に影響するような四肢の障害がないこと、これまでに心臓について何らかの指摘を受けたことがなく、心拍が過去および現在において正常であることを、被験者の申告に基づいて確認した。

ルート1のスタート地点の近くまで車で移動した。車用道路の使用は、ペルー文化省より許可を得た。車内で心拍測定装置を装着した後、歩行によりスタート地点 (C61) まで移動した。実験では、スタート地点で被験者に対して、「ラインセンターからラインセンターまで、いつもの速さで歩いてください」、「歩いている時は喋らないでください」、「ラインセンターでのみ休憩を取る事が出来ます」と母国語のスペイン語で説明し、実験を開始した。まず、10分間の立位による安静を取った。その後、実験助手が歩行する方向を指でさし、次のラインセンターまで行くことを伝えた後、

ナスカ台地におけるラインセンター間の移動距離と負担との関係—歩行時の心拍数を指標として—（本多 薫・門間政亮）



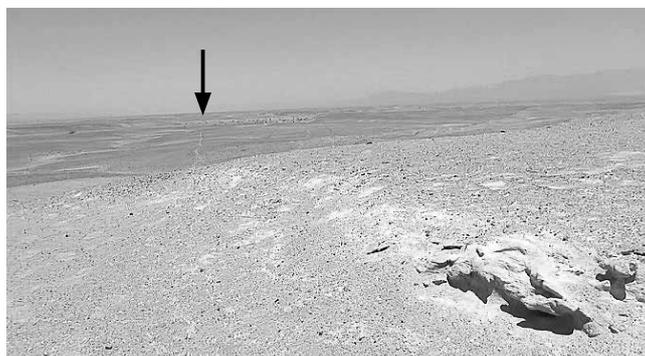
(手前の石群がラインセンター C61, 矢印が C37に伸びる直線)



(左の丘がラインセンター C44, 丘下から矢印の側に C61への直線が伸びている)



(丘の全体がラインセンター C37, 矢印の側が C35のある方向)



(手前の地面がラインセンター C35, 矢印が C36に伸びる直線)

図4 各ラインセンターのスタート地点の風景

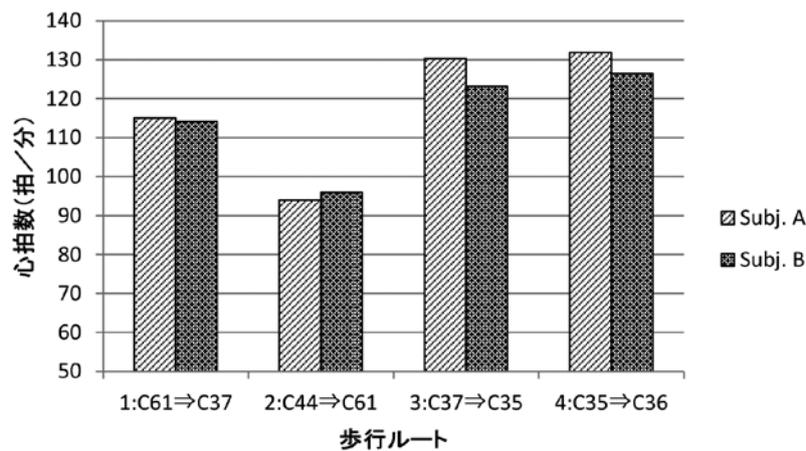


図5 各歩行ルートにおける心拍数

「Vamos! (スタート)」と声をかけ、歩行を開始させた。実験助手は被験者の十数m後方を追従した。ラインセンター C37に辿りついた時点で「Pare! (ストップ)」と声をかけ、歩行を停止させた。続けて、ルート3 (C37からC35)、ルート4 (C35からC36) を歩行させた。但し、心拍数を安定させるために、C37では50分間の休憩後に10分間の立位による安静を、C35では歩行開始前に10分間の立位による安静を取った。歩行中に地図を携帯させたり、実験助手による助言や指導は行わなかった。実験助手がビデオカメラ (HDR-PJ590, SONY) で歩行の様子を撮影した。ルート2 (C44からC61) においても同様に、C44で歩行開始前に10分間の立位による安静を取り、歩行させた。実験は各被験者2日間で行ったが、天候は全ての日程で晴天、視界良好であった。

4. 心拍数と座標データの処理

心拍数は1分間隔のデータであり、GPS ロガーにより測定したGPS座標(緯度・経度)の座標データは、10秒間隔のデータである。そのため、6座標データ毎(1座標データ/分)に再サンプリングし、歩行時の心拍数と座標データを同期させた。同期したデータは、地理情報システムソフトウェア ArcGIS (ESRI) を用いて等高線図上にプロットし、心拍数10拍毎に色を変えて表示した。ただし、最低値が57のため、最低範囲のみ57拍から60

拍とし、61-70, 71-80, . . . , 161-170と12段階で心拍数を示した。

5. 実験結果

図5に4つの各歩行ルートにおける心拍数(歩行中の心拍数の平均値)の結果を示す。最も心拍数が多い(心臓の拍動が速い)歩行ルートは、ルート4 (C35からC36) の130(拍/分)前後である。次いで心拍数が多いのは、ルート3 (C37からC35) の125(拍/分)前後、ルート1 (C61からC37) の115(拍/分)程度、ルート2 (C44からC61) の95(拍/分)程度となっている。特にルート2は他の3つのルートと比較して、心拍数の増加が少ない。この傾向は、被験者2名に共通している。また、被験者2名の歩行実験は異なる日時に実施したが、同じ傾向であることから日間差は小さいと思われる。次に図6に歩行距離と心拍数との関係を確認するために、散布図を示す。歩行の距離が長くなると心拍数が増加したり、逆に減少する傾向は見られない。よって、ラインセンター間の距離と心拍数の間には関係が見られず、歩行距離による心拍数の影響は小さいことが確認できた。

上述したように被験者2名の心拍数の変化が同じ傾向であることから、被験者Aを代表として、歩行中の心拍数の変化を図7に示す。ルート1は、歩行開始時の前半から中間の地点までは、100(拍

ナスカ台地におけるラインセンター間の移動距離と負担との関係—歩行時の心拍数を指標として— (本多 薫・門間政亮)

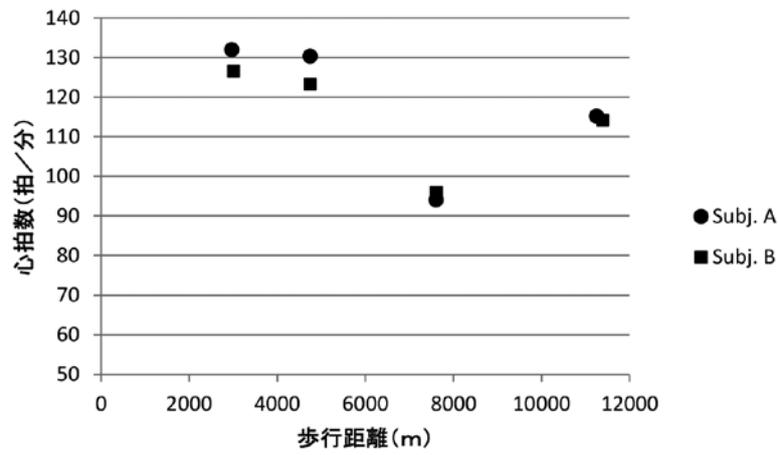
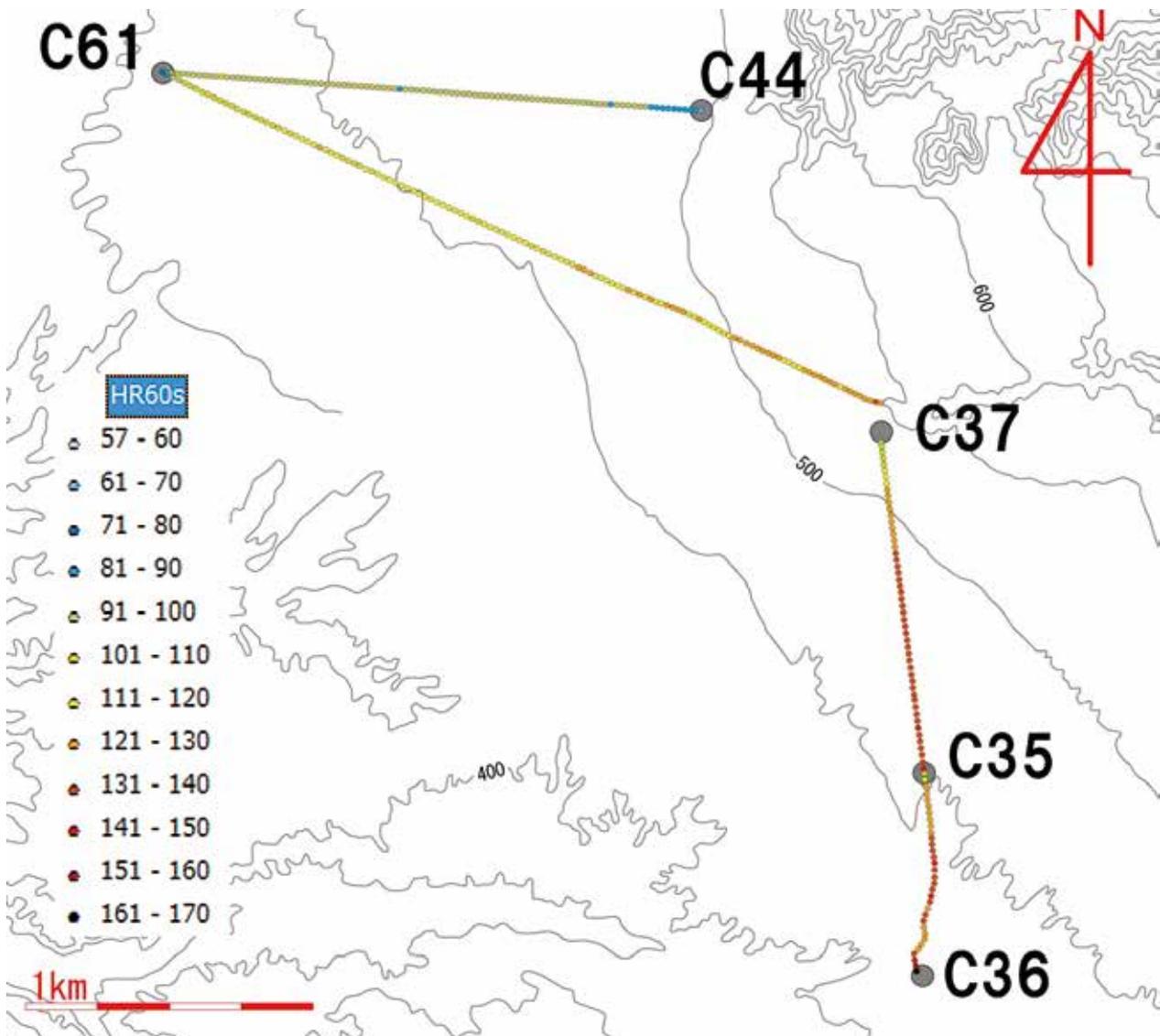


図6 歩行距離と心拍数との関係



ルート1 : C61→ C37, ルート2 : C44→ C61, ルート3 : C37→ C35, ルート4 : C35→ C36

図7 GPS座標(緯度・経度)による歩行軌跡と心拍数の変化(被験者A)



(前半から中間の路面状況)



(中間から後半の路面状況)

図8 ルート1（ラインセンター C61と C37間）の地面

／分) 前後となっている。その後、中間から後半では、100 (拍／分) 前後と120 (拍／分) 前後が交互に見られ、ゴールである C37に近づくにつれて、120 (拍／分) が多く見られる。図8にルート1の前半から中間と、中間から後半の路面状況を示す。前半から中間の路面状況は、小石が敷き詰められている地面で、平坦で安定しており大きな起伏などは見られない。また、中間から後半の

路面状況では、水が流れた跡があり、小石がある地面とない地面が確認できる。

図7のルート2は、歩行開始直後では心拍数が70 (拍／分) 前後である。そして、前半・中間から後半の地点までは、90～100 (拍／分) 程度となっている。図9にルート2の前半から中間と、中間から後半の路面状況を示す。前半から中間および中間から後半の路面状況は、小石が敷き詰められ



(前半から中間の路面状況)



(中間から後半の路面状況)

図9 ルート2（ラインセンター C44と C61間）の地面

ている地面で、平坦で安定しており大きな起伏などは見られない。

図7のルート3は、歩行開始直後では心拍数が100（拍／分）前後であるが、その後120（拍／分）前後となっている。前半から中間、後半の地点までは、140（拍／分）前後となっている。図10にルート3の前半から中間と、中間から後半の路面状況を示す。前半から中間の路面状況は、水が流れた

跡があり、小石がある地面とない地面が確認できる。そして、中間から後半の路面状況は、洪水の影響により直線の地上絵が消えており、地面の起伏が大きくなっている。

図7のルート4は、歩行開始直後では心拍数が100（拍／分）前後であるが、その後120（拍／分）前後となっている。中間から後半では、140（拍／分）前後となり、ゴールのC36に到着する直前



(前半から中間の路面状況)



(中間から後半の路面状況)

図10 ルート3（ラインセンター C37と C35間）の地面

では、150～160（拍／分）となっている。図11にルート4の前半から中間と、中間から後半の路面状況を示す。前半から中間の路面状況は、起伏があり上り下りを繰り返す道のりである。そして、中間から後半の路面状況は、洪水の影響により地面が深く削られ、川床となっており地面の起伏が大きい。さらにその後C36（図11の矢印）へ向かうため、登り道を進むことになる。

6. 考 察

ラインセンターとそれをつなぐ直線の地上絵の制作目的は明らかになっていないが、筆者らは人工衛星画像の分析などから、複数のラインセンターを経由して台地の南北が繋がれていることを明らかにしている²⁾。そして、ナスカ台地に人の移動や情報を伝達するネットワークが存在した



(前半から中間の路面状況)



(中間から後半の路面状況、矢印の丘が C36である)

図11 ルート4（ラインセンター C35と C36間）の地面

との仮説を立てて、ラインセンターと、それをつなぐ直線の地上絵の構造を検討するとともに、ラインセンター間を歩行による移動が可能であるのかを歩行実験を実施して検証している³⁾。その結果、複数のラインセンターとそれをつなぐ直線の地上絵を利用することで、迷うことなく南北を移動できることを明らかにした。また、ナスカ台地のネットワーク図（図2）を見ると、ラインセン

ター C61と C37をつなぐ直線が最も長距離であることがわかる。その距離は11,240mにも及ぶ。この距離を歩行する場合に、生体への負担から見て無理なく歩行できるのかを検証する必要がある。そこで本研究では、ラインセンター間の移動距離が異なる4か所のラインセンターをつなぐ直線の地上絵を取り上げ、歩行時の心拍数の変化からラインセンター間の移動距離と生体への負担との関

係について検討した。その結果、ラインセンター間の移動距離と心拍数の間には関係が見られず、最も歩行距離の短いルート4 (C35とC36の間)の心拍数が最も多く、次いで歩行距離の短いルート3 (C37とC35の間)の順番となった。逆に最初に着目した最も歩行距離の長いルート1 (C61とC37の間)、2番目に歩行距離の長いルート2 (C44とC61の間)の心拍数は、ルート3と4と比較して少なかった。心拍数の増減から物理学的作業強度(運動強度)を評価することができる⁷⁾、運動の強度を徐々に増加させ、その時の心拍数と酸素摂取量を記録すると、両者の間にはほぼ直線関係がみられる¹¹⁾と言われている。言い換えれば、心拍数が増加したということは運動強度が大きいことを示し、その変化は運動強度に対応しているということである。今回の実験結果から、最も生体に負担が大きい歩行ルートは4であり、負担が小さい歩行ルートは2であると考えられる。また、心拍数における運動強度の自覚的および他覚的判断法¹²⁾によれば、心拍数が100(拍/分)から120(拍/分)程度は“日常生活の強度、普通に歩く、ゆっくり走る”など、心拍数が140(拍/分)を超えると“かなり速く走る”などの運動強度となる。ルート1の歩行中の心拍数は、120(拍/分)程度、ルート2の歩行中の心拍数は、100(拍/分)程度であり、この2つのルートは生体への負担がさほど大きくないと思われる。しかし、ルート3、ルート4の歩行中の心拍数は、140(拍/分)を超える時があり、比較的負担が大きいと推察される。

ラインセンター間の移動距離と心拍数の間には関係が見られなかったことを考察する。実験結果で述べたが、心拍数の増加が少なかったルート1とルート2の地面は、“小石が敷き詰められている地面で、平坦で安定しており大きな起伏などは見られない”など地面は安定している。また、心拍数の増加が大きかったルート3とルート4の地面は、“水が流れた跡があり小石がある地面とな

り”など地面は不安定であった。阿子島¹³⁾は、ナスカ台地には洪水等の影響を受ける場所と受けない場所があり、山地・丘陵地から発した河川はMajuelos川に注ぐため、それより北西側には及ばない、と述べている。図12にナスカ台地をセスナ機から撮影した写真を示す。阿子島が指摘したように、ナスカ台地の北西部には洪水の影響は少なく安定した土地、また東部には洪水の跡(水の流れた川の跡)が確認できる。今回、実験で歩行に使用したC61(ルート1とルート2の始点・終点)はナスカ台地の北西部に位置し、またC37とC35(ルート3とルート4の始点・終点)は東部に位置する。また、渡邊¹⁴⁾は、ラインセンターが台地を認知する上での参照点や移動の際のガイドラインになることなど、移動には有効な指標になることを述べている。洪水の影響を受けやすい東部にあるラインセンターC37とC35は、視認性(移動の際のガイドライン)を確保するために、遠方から発見しやすい高台(自然の丘)を利用している。このことが結果として、ラインセンター間の直線の地上絵が制作された場所が、起伏がある地形となったと考えても不思議ではない。

ナスカ台地の北西部にあるC61を始点・終点とする直線の地上絵は、平坦で安定しており大きな起伏などは見られず、心拍数の変化からも被験者の負担が大きくないことから、移動距離を長くすることができたと考えられる。一般的に道路網や航空路などのネットワークを構築する場合には、効率性の視点から複数の中継地点を経由せずに、起点と終点をダイレクトに直線でつなぐ最短路(最短距離)が検討される。安定性が確保されているのならば、ナスカ台地を効率的に移動するには、ルート1やルート2のような移動距離の長い、直線の地上絵を利用することは有効であると考えられる。

7. まとめ

本研究では、筆者らが示したナスカ台地のネットワーク図において最も長距離であるラインセン



（台地の北西が安定した土地（矢印）、写真右側に洪水の跡が確認できる）

図12 ナスカ台地の写真（台地中央部，上が北）

ター間（C61とC37）を含む，ラインセンター間の距離が異なる4か所のラインセンターをつなぐ直線の地上絵を取り上げた。この4つの直線の地上絵に沿って歩行による移動を行った際の心拍数を計測して，心拍数を指標とするラインセンター間の移動距離と生体への負担との関係について検討した。その結果，(1)ナスカ台地の北西部の安定した土地に制作された直線の地上絵に沿って歩行で移動することは，長距離であっても生体への負担が小さいこと，(2)ナスカ台地の北西部以外は，洪水の跡や起伏がある地形であるために，直線の地上絵に沿って歩行で移動することは，短距離であっても生体への負担が大きいこと，(3)ナスカ台地の北西部にあるラインセンターC61を始点・終点とする直線の地上絵は，心拍数の変化からも歩行者の負担が大きくないことから，移動距離を長くすることができたと考えられること，などを示した。今後，ナスカ台地の北西（安定した土地）とそれ以外の土地でのラインセンターと，それをつなぐ直線の地上絵の分類や使用された時期との関連などを検討したいと考えている。

本研究の一部は，文部科学省科学研究費補助金新学術領域研究（研究領域提案型）「アンデス比較文明論」（課題番号26101004）の助成を受けて行われた。

注

- 1) 2009年度～2015年度の調査で確認したラインセンターは163点である。ラインセンターの数は，今後の分析や現地調査等の結果で修正されるため，確定ではない。
- 2) 現地調査は，ペルー文化省の調査許可を得て実施している。
- 3) ラインセンター間の距離は，人工衛星画像から測定したものであり，数十mの誤差が含まれている可能性がある。
- 4) 被験者3名の心拍数を計測したが，正常に測定できた2名を取り上げることにした。

文 献

- 1) Sakai Masato, Yoshimitsu Ccoyllo, Jorge Olano,

- Yuichi Matsumoto, Atsushi Yamamoto: Informe Final del Proyecto de Investigación Arqueológica de las Líneas y Geoglifos de la Pampa de Nasca (Séptima Temporada), Ministerio de Cultura del Perú, pp.1-933, 2015.
- 2) 本多薫：ナスカ台地におけるラインセンター間のネットワーク，季刊地理学，第62巻4号，234-238, 2011.
 - 3) 本多薫，門間政亮：ナスカ台地におけるラインセンター間の移動について（第2報）—南北歩行実験による検証—，山形大学大学院社会文化システム研究科紀要，第10号，33-47, 2013.
 - 4) 野口正一，吉岡良雄：ネットワークの基礎，オーム社，東京，1991.
 - 5) 神山昭男，斎藤和雄：生体負担の測定と評価をめぐって，人間工学，第29巻6号，343-348, 1993.
 - 6) 横溝克己，小松原明哲：エンジニアのための人間工学—第4版，日本出版サービス，東京，2006.
 - 7) 長町三生：生活科学のための人間工学，朝倉書店，東京，1989.
 - 8) 山地啓司：運動処方のための心拍数の科学，大修館書店，東京，1981.
 - 9) 伊藤謙治，小松原明哲，桑野園子（編集）：人間工学ハンドブック，朝倉書店，東京，2003.
 - 10) Aveni F. Anthony (ed.): The Lines of Nazca, The American Philosophical Society, Philadelphia, 1990.
 - 11) 玉木信和：からだと運動の科学（第2版）—健康な生活のために—，学術図書出版，東京，1998.
 - 12) 山地啓司：心臓とスポーツ—心拍数による健康法—，共立出版，東京，1982.
 - 13) 阿子島功：ナスカ台地の地形分類図と地上絵，山形大学大学院社会文化システム研究科紀要，第4号，139-149, 2007.
 - 14) 渡邊洋一：ナスカ台地の空間認知，山形大学大学院社会文化システム研究科紀要，第4号，151-163, 2007.

The Relation of Migration Distance and Physical Strain between the Line Centers on the Nasca Upland: Walking Heart Rate as an Index

HONDA Kaoru

(Psychology & Information, Cultural Systems Course)

MONMA Tadasuke

(Ube Frontier College)

We conducted a line migration experiment on foot between the line centers on the Nasca upland in Peru in South America. During the experiment, the subject wore a heart rate meter in order to measure the heart rate. We then studied the correlation between migration distance and physical strain. Results showed that (1) walking on stable ground in the northwest area of the Nasca upland imposes little physical strain despite the long distances traversed, and that (2) walking on the ground in the Nasca upland, except for the northwest area, imposes a heavy physical strain despite being a short distance because the ground is more rugged or flood damaged.

「連帯都市 (ville solidaire)」をめぐる

北川 忠明

(社会システム専攻 国際関係領域担当)

はじめに

1. J. ドンズロの「都市政策」批判と都市論

- (1) 「連帯」再構築への懐疑と都市論
- (2) 社会のつくり方—アメリカの都市政策とフランスの都市政策
- (3) 「都市政策」批判—「都市の精神」と「都市市民権」

2. 「連帯都市」をめぐる議論

- (1) S. ポーガムとT. オブレにおける「連帯都市」
- (2) 「連帯」と「都市」を結びつける

結びにかえて

はじめに

近年のフランスにおいて「連帯都市 (ville solidaire)」というあまり馴染みのない語を目にすることがある。ホームページ上でリヨンやグルノーブル等「連帯都市」を冠した都市もある。ある論者が、2000年の「都市の連帯と再生に関する法律 (Loi relative à la Solidarité et au Renouvellement Urbain, 以下SRU)」の制定に関して、「立法者風に都市連帯という言葉を用いないでないと、このソーシャル・ミックスは『連帯都市』の促進のための国家及び地方の公共政策の基礎になった⁽¹⁾」と述べているから、これが一つの契機になっていると推測される。「連帯」と「都市」を結びつけて、都市政策の革新が模索されていることを示すものと言えよう。

問題は、第二次世界大戦後フランス福祉国家が推進してきた「社会住宅 (logements sociaux)」と、1990年代以降に展開されてきたソーシャル・ミックス (mixité sociale) あるいは社会的混合政策にかかわる。これの政策的推進は、2005年秋のパリ郊外暴動事件、2015年のパリ同時テロ事件等を

見れば、期待通りの効果を生み出していないようであるが⁽²⁾、本稿が、この「連帯都市」をめぐる議論を取り上げるのは、個人化社会における連帯の再構築というテーマ系の一環としてである。もとより、筆者は都市問題や都市政策を専門としているわけではないので、また、「連帯都市」をめぐるものは、まとまったものとしては、エコロジー・持続的発展・エネルギー省の「都市建設建築計画 (Plan Urbanisme Construction Architecture)」の研究プロジェクト報告があって、展開途上の状況のようなので、ここでは、連帯都市をめぐるフランスでの議論状況の一端を紹介・整理することに限られることをお断りしておきたい。

本論に入る前に、現代フランスにおける社会連帯論の再構築と都市政策の歩みに関して必要な限りで簡潔に述べておこう。

周知のように、新しい貧困や排除の問題が政治問題化したのは1980年代である。その結果、「新しい連帯 (Les nouvelles solidarités)」のスローガンのもと、ミッテラン大統領時代の1988年、参入最低限所得 (le Revenu Minimum d'Insertion, 以下RMI) が導入される。RMIは、「教育、雇用、職業訓練教育、健康、住宅の諸分野におけるあらゆる排除を解消すること」(第1条)を目的として、最低限所得手当を支給し、社会職業的「参入」を援助するものである。

また、ミッテラン政権下では、1983年の地方分権法による自治体への都市計画関係の権限委譲が行なわれ、その後1990年に「住宅への権利の実現を目指す法律 (Loi visant à la mise en oeuvre du droit au logement)」(ベッソン法)が制定、同年に都市省が作られ、1991年に「都市に関する指針法律 (Loi d'orientation pour la ville)」が制定される。これにより、「排除」防止のための手

段として、ソーシャル・ミックス促進のための社会住宅建設が推進されることになった。

しかし、RMIも社会住宅建設も、経済的低迷の長期化する中、1990年代を通じて社会的参入やソーシャル・ミックスの促進において成果を挙げられない。こうして、シラク大統領時代ジョスパン内閣において1998年に「社会的排除と闘うための法律 (Loi d'orientation relative à la lutte contre les exclusions)」が制定され、2000年にSRUが制定される。SRUは、第55条において、人口3,500人以上のコミュン、また人口15,000人以上のコミュン1つを含む人口50,000人以上の都市圏 (agglomération) には社会住宅比率を20%以上とすることを義務づけた。しかし、実際には法的義務を満たせない、または満たさないコムンが多くあり、その実効性が問われることになった。

他方、RMIの方も成果を十分に挙げられず、2009年サルコジ大統領時代には、「積極的連帯所得手当 (Le revenu de solidarité active, 以下RSA)」が導入され、受給者の就労義務が強化されるようになった。アメリカ型ワークフェアへと変容したわけである。

社会的連帯の再考や連帯都市についての議論が起こってきたのは、このような背景においてである。以下、先ず、1980年代以降の「新連帯主義 (néo-solidarisme)」及び都市政策に批判的論陣を張ってきたJ. ドンズロの議論を取り上げ、次いで連帯都市をめぐる議論を見ていくことにしたい。もちろん、パリ同時テロ以後非常事態宣言が継続されている状況で、連帯都市について問う必要があるのかという疑問もあるかもしれないが、反対に、だからこそ問う必要もあるように思われるのである。

1. J. ドンズロの「都市政策」批判と都市論

(1) 「連帯」再構築への懐疑と都市論

J. ドンズロは、『家族に介入する社会』(原著1977年)、『社会的なものの発明』(原著1984年)によって、M. フーコーの規律 = 権力論や生 = 権

力論に近い立場を取る社会学者として知られており、現代フランスにおける都市社会学の第一人者と言ってもよいだろう⁽³⁾。1999年から「都市建設建築計画 (PUCA)」の学術アドバイザーを務めており、2008年からはフランス大学出版社 (PUF) から「La ville en débat」叢書を監修している。2005年秋の郊外暴動に関する『都市が壊れるとき』(原著2006年)は邦訳もある。

彼は、RMIと都市基本法制定とほぼ同じ時期の1991年に、『排除に向き合う (Face à l'exclusion)』を編集し、『鼓舞する国家—都市政策について (L'état animateur : essai sur la politique de la ville)』を1994年に刊行している。

『排除に向き合う』の巻頭論文「第三類型の社会的なもの」は、RMI制定に至る過程で登場してきた「新しい社会的なもの」に関する議論を踏まえて、「法的保護」と「社会的援助」という「社会的なもの」の古典的な二類型に加えて新たな第三の「社会的なもの」が、1. 都市問題の軸、2. 貧困とプレカリティ (不安定) との新たな結びつきの軸、3. 社会職業的「参入」の軸という3つの軸をめぐる登場しているという視点から考察を行なっている。『鼓舞する国家』は、ミッテラン政権下で推進されてきた地方分権と、新しい貧困や排除をめぐる政策の変容を背景にして、社会的保護政策と分離して「都市政策」が導入され、福祉国家は「鼓舞する国家」に変容しつつあることを都市政策の領域に即して論じたものであるが、ここでは、一足飛びに21世紀に入ってからのドンズロの都市論に目を向けよう。

既述のようにRMIも都市政策も十分な成果がないまま、1998年に「反排除法」、2000年にSRUが制定される。しかし、2005年秋には郊外暴動が起こる。

このような背景において「連帯の再考」が問われるようになるのであるが、貧困研究の第一人者S. ポーガムが編集した『連帯再考』の中で、ドンズロは、「連帯を再考する? 福祉国家を再考する? これこそ、15年来、社会的統一 (cohésion sociale)

という表現をめぐる多くの増殖し続ける考察や刊行物を通して行なわれてきたものではないのか⁽⁴⁾と、反問する。

この「社会的統一」というテーマの増殖と一般化は、「一つの思考体系から別の思考体系への変容」の兆候であって、「ローカル、ナショナル、インターナショナルの全段階で連帯の問題を新たに理解する様式の探求を表現⁽⁵⁾」するものである。

しかし、ドンズロの見るところ、コンテクストは大きく変わったのである。いわゆる「栄光の30年」におけるフォーディズムとケインズ主義的レギュレーション様式の時代には、社会的連帯と進歩・経済成長の結びつきとの好循環が存在しえたけれども、その後、この好循環は消失している。市場経済のグローバリゼーションと競争力の維持の必要性が生み出す「脅威」に対する「社会的統一」が「進歩のテーマ」に代替している。これはナショナルなレベルでの「客観的連帯」の自明性の喪失を示すものでもある。

そこで問題は、この社会的統一というテーマに、「連帯の新たな思考を生み出す内容を」込めることができるのか、それとも「社会階級の紛争と相互依存を中心に組み立てられていた以前の思考を超える考察⁽⁶⁾」を必要とするのか、ということになる。ドンズロの立場は後者である。かつての連帯のヴィジョンでは、「客観的連帯」は各人の階級的アイデンティティや職業帰属に基づいており、国家が社会階級の紛争抑制のために不平等を縮小することができるという想定に基づいて成りたつと考えられていたが、いまやその前提は崩壊したとドンズロは考える。

ドンズロによれば、「社会的統一」のテーマはデュルケム社会学に遡る。デュルケムの連帯論は、L.ブルジョワの連帯主義とその後の「栄光の30年」のような福祉国家の「序曲」となったものだが、デュルケムにおいて近代における「社会的統一」の基礎は、社会的分業を介した相互依存=有機的連帯にあった。しかし、デュルケムの推論は今日もはや信頼性を失っている。社会的分業が社

会諸成員間の客観的連帯を生み出し、社会的統一を生み出すという推論が成り立たないのである。

「脱場所化」(délocalisation)、株主資本主義、移民の増大、富裕階級の移動等の時代には、このような社会的統一のビジョンは通用しない。もはや客観的連帯は存在しないし、個人的自由と共通道徳を和解させる社会的分業から導きだされるような社会的統一も存在しないというのが、U.ベックたちの診断である。

結局、社会的統一のデュルケム的ビジョンは、「栄光の30年」とフォーディズムの終焉とともに終わった。社会的統一は、客観的連帯を通じて作用する合理性の結果ではもはやなく、市民社会がさらされているリスク総体に対する市民社会の政治的動員にかかわるものになっている。政治の役割は正義の意識と実践を発展させるために客観的連帯に依拠することではなくて、競争の条件に対して社会的統一を生み出すよう市民社会を「鼓舞する (animer)」ことなのである。

かつて、『社会的なものの発明』において、デュルケムやブルジョワの連帯主義における社会的なものの発明が、福祉国家建設を推進し、紛争の沈静化とデモクラシーの衰退の機縁になったととらえていたドンズロは、いまや客観的連帯は消失し、かつてのモデルを再構築することは解決にならないと言うのである。

とはいえ、個人が「社会に支えられる」必要性はある。どのようにして社会をつくるのか。連帯論が依拠してきた客観的連帯はすでに消失しているから、別のやり方で「社会をつくる」ことが課題だということである。

この点に関して、1999年に公表され、その後のフランスの都市研究を方向付けたとされる「新しい都市問題 (La nouvelle question urbaine, *Esprit*, No. 258 (11), 1999)」を含む『三重構造の都市 (La ville à trois vitesses et autres essais, 2009)』に触れておこう。この中で、ドンズロは都市における暴力をめぐる二つの解釈を取り上げる。

一つは、A.トゥレーヌの解釈で、生産諸関係

における地位に規定された社会階級ではなく、社会に統合され大都市中心部に居住する人口と、そこから排除され、周辺の「社会的集合住宅地 (cité sociale)」に閉じ込められた人口との対立という文脈で解釈するものである。

もう一つは、貧困研究の第一人者 R. カステルの解釈で、都市暴動に、「古典的な社会問題の復活」を見て取るものである。カステルの解釈では、包摂されたものと排除されたものとの断絶を強調することは外見と現実を取り違えることで、われわれが直面しているものは、包摂されたものにも容赦のない「賃労働社会の解体」だからだ。周辺都市において都市暴動が現れることは、「社会問題の空間化」を表すものである。

ドンズロは、社会問題の性質が変わったという観点から、二つの解釈を結びつける。確かに賃労働条件の解体過程は進行していて、最も脆弱な人口を「社会的集合住宅地」という「遺棄地域 (les territoires de relégation)」に移送しているが、同時に、郊外住民との近接を避けて、郊外を去る逆方向の運動も存在する。社会問題の性質が変わったというのは、この方向の異なる二つの運動が結びついているからである。かつて社会問題は、都市における人口集積と貧富の対立に結びついていたが、いまや「分離 (séparation) のロジック」が対立のロジックに代替し、接触回避が紛争に置き換わっている。「分離のロジック」は、生産関係に固有の不正の感情よりも、社会成員の平等な市民権の感情にかかわる別の脅威を招いている。

ドンズロは、この社会問題の性質変化によってもたらされた都市構造を、都市中心部のジェントリフィケーション (高級住宅化) 過程にある地区、移民出身者の集積する遺棄地区、中間層が集積する大都市周辺 (périurbain) 地区の三重構造によって特徴づける。

こうして「新しい都市問題」は、1960-1970年代の都市問題とは異なる。戦後フランスでは、機能的都市計画によって、都市が古典的な社会問題に対する解決策の中に位置づけられていた。都市

地域を、生産、商業、居住、レジャー等の社会機能にしたがって配分し、人口の社会的集積から生まれる無秩序を制御することが課題であった。社会問題を解決するために「都会的なもの (l'urbain)」を利用することは、支配の巧妙な表現として批判され、また郊外における社会住宅建設は勤労人口から「中心性の利点」を奪うものと批判された。1960-1970年代に H. ルフェーブルや M. カステルの都市社会学が「都市問題」として語ったのは、このような角度からであり、彼らは多少なりともマルクス主義的な社会関係解釈を都市に応用した。しかし、今日「新しい都市問題」は、機能的な都市計画によって生み出される都市が、隠蔽された支配の同義語ではなくて、「公然と宣言された絶望」の同義語になっていることを表現する。社会関係を「礼節正しいもの」にするために考案された社会集合住宅地が、「無秩序と混乱の社会 (société incivile)」に変貌している。これとともに、「親密性を重んじる都市計画 (urbanisme affinitaire)」が出現し、「仲間内 (entre-soi)」を求めることによって営まれる居住生活が生まれている。そこにあるのは、社会が壊れ、分解しているというイメージである。

だから、問題はどのようにして「社会をつくる」かである。

(2) 社会のつくり方—アメリカの都市政策とフランスの都市政策

『社会をつくる (Faire société : la politique de la ville aux États-Unis et en France, 2003)』は、アメリカとフランスにおける都市政策の比較を通じて、社会のつくり方を問う。

ドンズロによれば、少なくとも1970年代までは、社会住宅、一戸建て分譲地、富裕階級の居住地域には連続性があって、社会的上昇によって下位の階級はより上の段階の居住地に接近できた。しかし、今や「デリケートな地域」とその周辺の住民との亀裂は極端に大きくなり、富裕階級は評判の良い場所の近くに移動する。「都市の亀裂」が走っ

ているのである。都市は、中心部には大企業のオフィスが残り、社会的集合住宅地を迂回する郊外化を通して「壊れている」。アメリカでも、都心のオフィス地域を取り巻くエスニックなマイノリティが住むゲットーに変容したインナーシティが作られ、同時に郊外化が進んだ。

しかし、フランスとアメリカでは都市の解体への対応が異なるのだ。フランスでは、「都市政策」が1980年代から行われ、居住におけるソーシャル・ミックスを都市自治体に義務づける法律が制定された。他方、アメリカでは、都市政策が欠落していると言われながらも、フランスのような意志主義的 (volontariste) 政策ではなく、住民を信頼し、相互の信頼を教えるような「奨励政策 (politique plus incitative)」が行われている。フランスでは、人々が運動を起こすようサポートするよりも「場所」を取り扱い、参加を権力の創造の契機とするよりも義務とし、人々の相互の信頼よりも制度への信頼を再建しようとする。この違いは米仏の政治的伝統の違いによるものだが、ここからドンズロはフランス的方法を批判する。

フランスにおける都市の暴動の背後には、「失業とプレカリテに直面する都市の若者」がいる。そこで「都市政策」と命名される社会的都市政策が実施されることになったのだが、これは、フランスの都市がアメリカの都市と類似していることに目を塞いで、つまり都市暴動の背景に移民出自のエスニック・マイノリティの存在があることを無視して、フランス固有の歴史にしがみつくとこととドンズロはとらえる。

ドンズロによれば、19世紀を通じて、ブルジョワジーを外部の悪から守る物理的障壁、勤労階級を危険な階級から分離する道徳的障壁、代表の場を多数者の圧力から守る政治的障壁の崩壊現象が起こり、都市には貧民が集積する。この貧民の堆積から生じる都市の危機を救ったのは手工業から大工業への生産形態の変化であった。それは、貧民に労働を与え、健康と道徳性を監視して、暴動を清算しようとする。もちろん工業化は新たに労

資関係から生まれる紛争に直面することになる。低賃金、過重労働、労災・疾病等による失業のリスク、そこから生じる革命願望。19世紀末の共和主義者は、これらのリスクを社会的なものとして、リスク予防の名目で雇用主の権力を制限し、経済的なものと社会的なものとの均衡を図ることによって、社会問題を非政治化し、革命願望の拡大を抑制した。その際、病・犯罪を物理的・道徳的に予防することにより社会を防衛するという観点と、個人の社会的保護によって政治的紛争を鎮静するという二重の観点があり、それぞれ個人の行為を規律化するという観点と弱者における個人の権利を促進するという二重の観点に結びつくのであるが、これらを結びつけたのがE. デュルケムとL. ブルジョワの連帯主義における社会の有機体的ビジョンであった。

しかし、現在の危機は、都市に堆積した貧民の問題にこれまで付与され、大工業の発展を想定した救済策を無効にしている。雇用の安全、労働における従順と引き換えの健康的で安楽な住宅等は、大工業の発展の産物である。連帯や進歩の思想もこれに対応していた。同じ場所での労働者の様々なカテゴリーの相互依存は、連帯の基礎であった。しかし、グローバリゼーションとともに、大工業の発展を基礎にしたモデルは成り立たなくなったのである。企業は正社員を減らして非正規雇用を増やし、低賃金国に生産の一部を移転するし、幹部社員も縮小する。集団的帰属ではなく、個人が価値を付与され、イニシアティブと「不安定になった雇用」とは同義になる。つまり、生産の場所の分散、労働関係の個人化、要請される新たな自律性を証明できない人々の社会的援助への依存の増加等、これがグローバリゼーションに結びついた生産関係の新しい前提である。そこには労働者集団の相対的衰退が伴う。さらに、都市の不遇な地域には貧困層が堆積する。都市におけるこの貧困の集積は何を生み出すか。この貧困の集積場所からの(富裕な)住民の逃避であり、相互の拒絶であり、「不安全 (insécurité)」感の増大であり、社

会的援助への批判であり、仲間とだけつきあう傾向 (entre-soi) である。その結果、新たな物理的障壁、道徳的障壁、政治的障壁が再び作られている。

アメリカでもフランスでも「分離」のロジックが働いていて、「不安全」感の亢進、貧困なマイノリティへの連帯の拒絶等は共通である。フランスでは、貧困なマイノリティはマグレブとアフリカ出身者に同一視され、分離の線は、貧困者と貧困になることを恐れる人々との間に引かれているが、アメリカでも同様である。

しかし、社会のつくり方が違うのである。アメリカにとっては市民的コミュニティが、フランスにとっては社会的行政官職 (magistrature sociale) が、都市のレベルでは重視されるが、それは、社会を「信頼 (confiance)」に基礎付けるか、「合意 (consent)」に基礎付けるかの違いによる。ドンズロによれば、都市危機に対応する場合、アメリカはコミュニティを、フランスは社会的なものをキーワードにする。この二つの語はフランスでは対立的に捉えられ、コミュニティは「逸脱」を表しがちである一方、社会的なものは「援助」や「依存」に結びつけられる。アメリカでは、コミュニティは市民的目的に奉仕するものとして価値を付与されているが、フランスでは社会的なものは、権威、社会的行政官職つまり制度を再建するという関心に役立っている。こうして都市危機への対応は、米仏で異なるのである。もう少し辿ってみよう。

アメリカでは、都市空間や場所とその管理ではなく、人々とその動きに強調点が置かれる。それは各人のコミュニティ的アイデンティティから出発してすべての人の平等な市民権を構築しようとする。アメリカでは都市の亀裂を精力的に治療しようとする都市政策は存在しないし、都市計画のロジックも支配的にならない。都市の条件不利ゾーンは、90年代始めから「エンパワーメント・ゾーン」プログラムの対象となるが、それは都市そのものよりも経済的で社会的なものに力点を置

いていて、そのゾーンにおける雇用拡大と住民の雇用対応能力の増大を目的とし、アフーマティヴ・アクションとともに脱分離 (déséparation) 政策の延長上にある。つまりアメリカでは、都市の「領域」に働きかけるのではなく、貧困や人種故に地位が低い人々の流動性に対する障害に働きかける。条件不利地域に封じ込められずに、領域を移動する能力を開発することに向けられるのである。

さらに、アメリカでは、一次的帰属感を越えて人びとの意識を高める市民権の訓練に力点を置いた政策はない。それは、コミュニティが市民権の対立物としてではなく、国民構築において基本的な「レンガ」のようなものと考えられているからだ。だから、コミュニティは、エスニックな帰属の差異の故に都市に亀裂を入れると非難されることはない。むしろ統合はコミュニティを経由するものと考えられている。これはコミュニティ開発法人 (community development corporation, 以下 CDC) への支援政策によって例証される。CDC は、アメリカの社会都市政策の要になっていて、エスニック集団が構成する土台に支えられて、ローカルな市民権の構築を目指す。こうしてコミュニティ・ビルディングが市民権への入り口になっていて、地区 (quartier) 権力を構築するためにエスニックな帰属による最小の力から出発している⁽⁷⁾。

しかも、アメリカには、犯罪の社会的予防政策も見当たらない。アメリカでは国家の介入よりも住民と彼らの行動欲求を当てにする。犯罪を予防するためには、この犯罪に向かう力に対抗するため、住民自らが力を組織し、警察に細々としたことを掛け合うよう奨励する。コミュニティ警備 (community policing) と呼ばれるアメリカの犯罪予防政策は、セキュリティ問題について地区のコミュニティ再組織化から成り立っているのである。それは、領域に対する地区住民間での警戒の共有という連帯の最初の形式をとる。

だから、人々を運動状態に置くこと、コミュニ

ティを形成するよう促すこと、コミュニティの力を各人の機会を増大させる手段にすること、ここに都市危機へのアメリカ化式応答がある。それは、人々に信頼感を醸成し、相互信頼するよう教える。このような方法が推進しようとする紐帯のシステムは、コミュニティアリズムと名づけるには不適切であり、R. パットナムが言うソーシャル・キャピタル概念によってとらえる方が相応しい。それはCDCやコミュニティ警備に適合的であり、これらが目指すのは市民的コミュニティである。

この市民的コミュニティはインナーシティの劣化への対抗手段であるが、「分離のロジック」に有効であるのか。パットナムは、市民的コミュニティを、郊外化が生む悪効果、90年代で言えばゲートッド・コミュニティへの代替案とする。CDCは、その解毒剤である。それが成功しているところでは、中間階級が都市にとどまり、郊外に脱出した階級の回帰をしばしば生み出すとドンズロは言うのである。

なお後に見るように、ここで、ドンズロが、1960-1970年代のインナーシティ問題やコミュニティ開発に関して、S. アリンスキーのような対抗型運動ではなく、CDCという非営利法人の役割を重視していることには、批判もあるので留意しておこう。

他方、フランスはどうか。アメリカ的方式には欠如しているように見える意志主義的介入や社会的配慮がその特徴である。都市の条件不利ゾーンの住民への代償をもたらすとともに、混合(mixité)の名目で多様性をもたらすように都市領域に介入するのがフランス方式で、混合、市民性、近接性(proximité)の三つがキーワードである。

先ず「混合」について。都市政策では人々を運動状態に置くよりも、「都市の場所を再建する(refaire la ville sur place)」ことが目指されている。この態度は、条件不利地域の処遇に、また、コミュニティの共存を監視することよりもソーシャル・ミックス概念によって都市を形成しよう

とする意志に現れている。このソーシャル・ミックスの観念が、フランスの政策の中心にあり、その意志主義を鼓舞している。「分離のロジック」に対抗するためには混住を再構築することで十分だというのが、90年代の都市立法が公準としたものであり、それは社会住宅を作動させて、社会に対する国家の権威を確立することに奉仕すべきものであった。

しかし、これは目的と手段を混同している。条件不利地域の住民の問題は、中間階級成員が不在であることによるもので、混住の再形成が奇跡的に問題を解決すると考えるようなものである。混住はそれ自体望ましいものであっても、それが効果的であるのは貧困層の社会的上昇の結果である場合だけである。貧困層が労働市場に参入し、住宅市場でも自律性を獲得することができる効果的な手段が必要だというのである。これを抜きにしてエスニック・マイノリティの居住を重視するとき、ソーシャル・ミックス政策は特別な難題を抱え込む。社会住宅には中間階級が住んだり、再び住もうとは思わないだろうから、空家を放置することになるだろう。また、エスニック・マイノリティをさらに増やすことの恐怖によって、適性家賃住宅(HLM)オフィスの窓口は、完全に基準に合致していても、入居志願者を追い払う。人々への配慮は後景に退いて、社会制度とそのスタッフの権威への関心が優先されるというのである。

「市民性」についても、フランスでは同様に作動する。市民性は、基底にあるコミュニティに対立する理念として称揚される。この理念に達するためには、個人を第一次的帰属から引き離し、理性的主体としなければならない。だから、条件不利地域の住民をこのように高められた概念によって参加させることは、現にあるものではなく、かくあるべきだという観点から要求することに等しい。フランスでは、参加は、権力を構築することよりも義務を行使することと似ているのであり、この点で、アメリカとは異なる。

「近接性」について。これは、セキュリティサー

ビスを住民の近いところで行うことを意味し、「セキュリティ・コーポレーション」への住民の参加も意味する。しかし、このセキュリティの「共同生産」も、住民ではなく制度にのみ関わっていて、住民は時たまこの協働事業の仕上げに参加するよう要請されるだけである。警察サービスを住民に近づけることは、この関係が垂直的であれば、たいした変化を生み出さない。コミュニティ・ポリシングにおける「近接性」への関心は、住民によく理解してもらうことにとどまり、住民とともに問題解決を探求する姿勢ではない。

混住、市民性と参加、近接性という三つのラインが交叉し、統一するような概念は、フランスでは、アメリカのようなソーシャル・キャピタルではない。「社会的紐帯 (lien social)」である。ソーシャル・キャピタルも社会的紐帯も同じく「市民権への関心」を持っている。しかし、ドンズロによれば、ソーシャル・キャピタルは、水平的に確立される住民間の信頼を示すが、社会的紐帯は、フランスの場合、「枠付け」や「道徳化」への関心に引きつけられ、水平的というよりも垂直的なニュアンスを持つ。この違いはフランスにおける国家の重みとアメリカにおける市民社会の重みの違いによる。アメリカでは再建することが必要なのは人々相互の信頼であり、フランスでは制度への信頼である。そして、アメリカでは市民的コミュニティが、フランスでは社会的な行政官職が、セキュリティの領域における二つの対照的なモデルとなる。

結論として、アメリカでは人々相互の信頼に基づいて、フランスでは制度に対する「合意」に基づいて、社会の組織化が構想されている。もちろん、トクヴィルが観察した時代と異なって、20世紀におけるアメリカ社会も、国家によって防衛される社会の有機的連帯の観念が発展し、個人的でアソシエショナルなボランティアリズムは弱体化してきた。しかし、20世紀の末以降、国家の役割を称揚する傾向は、どこでも弱まっている。それは、個人の従順さを要請するフォーディズム型大工業

から個人のモチベーションを奨励する生産のポストフォーディズム型組織へと、組織がピラミッド型からネットワーク型へと変容し、信頼が基本的価値になってきたからだ。そして、これとともに、アメリカ社会の力が見直され、その伝統の中に都市危機への対応様式が求められるようになっていくからだ。貧困なコミュニティの解体を説明するのはこの信頼の欠如である。自他への信頼は、CDC方式により、市民的コミュニティが生み出すものであり、この信頼が不安全に対処することに役立つ。だから、ドンズロによれば、階級間の連帯を名目として、国家の役割を過剰に評価する道とは手を切るべきだという意見が強くなるのである。

けれどもフランスでは、連帯主義の伝統において、「新連帯主義」としばしば称して、生産組織の変容への対応がなされてきた。RMIがそうであり、住宅政策がそうである。こうしたものが、いっそう統合と社会的紐帯に配慮する「新しい社会的なもの」を発展させるために行われた。しかし、「新連帯主義」は、伝統的やり方を再考するよりも、システムの傷口を塞ぐ試みのようなものである。それは、出発点において魅力的であっても、安楽な多数者のうちの貧困化する部分と貧困なマイノリティとが「分離」するロジックを縮小するよりも、単なるレトリックとして機能したのである。

こうして、フランスでは都市危機に対する「新連帯主義」の限界が顕在化している。それは貧困なマイノリティには、統合問題の難しさに応えるよりも、制度の権威を再建しようとする点で不十分である。逆に、暴力や不安全の害を被る多数派のうちのプレカリティに曝されている部分からすると、寛大すぎる措置だと見なされる。他方で、アメリカは、超越的な権威が各人に保護を保障するやり方に頼らずに、様々な要素によって「社会をつくる」手法を生み出した。アメリカではコミュニティを壊すのではなくそれを形成するための相互信頼を醸成する。アメリカでは保護は弱いし、

多くの貧しい移民がいるが、失業は少ない。フランスでは保護は手厚いが、失業者は多い。

ドンズロによれば、「信頼」というテーマ系においては、フランスでも高水準の社会的保護を維持しながら利用できる資源はある。しかし、保護が、雇用への接近において事実上の差別とエスニックで宗教的な帰属形態のアプリオリな資格剥奪を随伴するならば、それは統合の代わりになることはない。彼らを感じる拒絶は、非合法的行為や宗教的集団化を促す。他方、プレカリテに曝されている階層は、既得権を脅かされていると感じ、断固とした措置を要求する。「信頼」のテーマ系はこの拒絶と置き去りの相乗からの抜け道のヒントになる。第一に雇用への統合を確保する道筋において、第二に、教育と市民権の問題において現れている困難の解決方法においては、移民人口の固有の資源を尊重するという道筋において。こうして、「コミュニティの概念に支えられること、しかも、コミュニティ間の軋轢を避ける多文化的デモクラシーを基礎にすること⁽⁸⁾」が必要だと、ドンズロは言う。

(3) 「都市政策」批判—「都市の精神」と「都市市民権」

『都市が壊れるとき』でも、基本的には「新連帯主義」批判に沿って、郊外暴動の原因説明やフランスの「都市政策」への批判が行なわれている。

ドンズロによれば、「都市政策」はソーシャル・ミックスの哲学に導かれてきた。しかし、それは「社会的混合」の名における「建物への固執」によって特徴づけられる。それは「課された混合」である。ソーシャル・ミックスが、「居住環境の混合」に収斂され、「街区 (quartier) の建築物」という空間構造の問題に解消されるかぎり、問題は解消されない。そして、ドンズロが提示するのが、「混合を課すより移動性を促すこと。都市再生を利用して居住者たちの実現能力を高めること。都市を民主化するために再結集すること」を基軸とした「都市を擁護する政策 (politique pour la

ville)」である。

ここでもドンズロが参照するのは、アメリカのCDCであり、それは、「上からの権力を正当化するのではなく、下からの力能を増大させるための住民参加の方法を模索する者にとって、実現可能な着想の源⁽⁹⁾」である。「そこでわたしたちが思い描くのは、フランスに地域ごとに都市再生のローカル機関を創設して、市町村のイニシャティヴを、イニシャティヴに直接かかわる地区居住者たちやその地区の変化に影響される周辺市街地の居住者たちと対質させることである⁽¹⁰⁾」。

そして、「都市を擁護する政策」のためには、都市をただ問題と見なすのではなく、解決法と見ること、「都市の精神」に関心を払うことだと、ドンズロは言う。「都市の精神」とは、「個人のエネルギーを移動性によって発展させることのできるネットワーク論理や水平的なラインの力に固有の能力、街区の水準に諸力を創造することで生まれる集団に固有の能力、都市圏というアイデンティティを構築するとき都市ネットワークそのものの中に生まれる都市に固有の能力⁽¹¹⁾」である。

ドンズロの言う「都市の精神」は、1960年代、70年代にH.ルフェーブルが主張した「都市への権利」の現代版であると言ってよい⁽¹²⁾。そして、「都市への権利」を「都市市民権 (citoyenneté urbaine)」に置き換えて、社会国家に社会的市民権が対応し、社会住宅建設が進められ、社会的集合住宅地がつくられた時代の観点を超えて、「空間的隔離 (ségrégation spatiale)」を克服するために、「都市への権利」を再定義し、住宅への権利、移動性、機会の平等、社会的パートナーシップへの参加を内容とする「都市市民権」が発展させられねばならないというのである。

ドンズロは、都市市民権の主張を基礎付けるため、『都市市民権に向かって? (Vers une citoyenneté urbaine? : la ville et l'égalité des chances, Éditions Rue d'Ulm/Presses de l'École normale supérieure, 2009)』の中で、19世紀末に社会問題が問われた時点から20世紀末の都市暴動が発生

する時点との間では、都市とわれわれとの関係が変わってしまったと言う。19世紀末には、都市とは社会問題を生み出す場であり、都会嫌い (urbaphobie) のプリズムを通して社会問題を読むこと、そして社会問題を解決することが優先された。しかし、都会好き (urbaphilie) が普通になった20世紀末には、この前提が逆転する。都市の暴動、インナーシティ問題は、住民によって体験され、エスニックな帰属に結びついた社会問題の兆候であり、都市問題を映し出しているのは社会問題であり、その逆ではない。社会問題から都市空間問題へと問題は移動しているのであり、市民権概念もこれに合わせて発展しなければならないというのである。

なお、社会問題から都市空間問題へというドンズロに対して、R.カステルは『社会喪失の時代』の「まえがき」で次のように述べている。

長期失業やプレカリテといった「労働を震源として生じた衝撃波」は社会生活の諸領域に波及し、「個人からなる社会」へと移行しつつある社会編成においてかたちを変えながら波及効果を生み出している。これに対して、ドンズロは、社会問題の重心が居住領域の方へと移行し、今や都市空間においてこそ社会生活を構成する分割線や対立、闘争が展開し、主たる不平等が具体化するととらえる。しかし、「都市問題」が「社会問題」に置き換わったわけではないし、自分は両者を対立させるべきだとも考えていない。「人種問題」にしても、「社会問題から人種問題へ」と移行したというよりも、社会問題が強化されて、民族あるいは人種に帰せられる要因と階級に帰せられる要因とが結合しているのだというのが、カステルの主張である¹³⁾。

ただし、ドンズロとカステルの間は、それほど距離があるわけではない。都市に焦点を絞って社会問題にアプローチするか、社会問題に焦点をしばって都市問題にアプローチするか、アプローチの違いであろう。そして、社会問題アプローチと都市問題アプローチの交点において連帯都市論が

位置づくように思われるのであるが、最後にこの点に関してドンズロの『集合住宅地のフランスー都市市民権の現場』に触れておこう。

これは、2003年の「都市及び市街地リノベーションのための指針とプログラム化の法律 (Loi d'orientation et de programmation pour la ville et la renovation urbaine)」(ボルロー法)以後の実態調査を、ストラスブール、グルノーブル、リヨン、ボルドー右岸、ルーアン、ヴィリエ・ル・ベルについて行なった結果を踏まえたものである。これらの都市は、集合住宅地のリノベーション、トラム等により移動性を増大させる試みを行なったものとして知られている。

これらの都市における「場所の都市的変容」は「住民行動の変化」をもたらしたのかどうか。「産業都市」から「フローの都市 (ville des flux)」への都市の変容¹⁴⁾は古典的な社会国家の不適應を明らかにしているが、社会的市民権から都市市民権への発展の兆しはどのように現れているか、が問題である。

訪問調査の具体的内容については割愛するが、総じて、郊外問題、遺棄状態、貧困、移民出自人口の集積、若者の就業の低さ等、封じ込めの状態は持続しているようである。都市リノベーションには芸術家、映画人、著述家等の参画もあるけれども、建築家は「神のような振る舞い」を行なっている。他方で、スティグマ化にもかかわらず住民の地区への愛着も持続しており、初期の自由と社交性に富んでいた移民定住の記憶、団地の発展時代の追憶が残存している。団地建設と社会国家の作動時期とが合致して、社会的市民権も拡充し、団地が都市の困難に対応していた時期の追憶である。

集合住宅地は、戦間期から1970年代以降も、蜂の巣状の建物が建設されるようになって形成されたのであるが、なぜ長期に集合住宅地建設が持続したのか。また、1980年代以降問題となったのはどうしてか、どうして都市の中に再統合するのか、都市リノベーションの哲学は何か。

ドンズロによれば、社会的集合住宅地は産業都市のための解決として構想されたものである。ル・コルビュジェに代表される機能的都市計画の時代には、都市は居住、生産、商業とレジャー、輸送の4機能に区分され、「場所」に対するフローの有害効果が危惧された。産業化に伴う人口移動は、高家賃、住環境の悪化、家族生活の道徳性低下や職住混合を生み出す。都市計画は4機能の分離とフローの抑制（職場住居の移動に限定）を目的としてつくられ、テクノクラティックな国家は、住宅問題の解決において、場所の質を確保するためにフローの役割を抑制することを優先した。そのために、団地はフローから分離され、住宅専用で、街路・広場・ビストロもない別世界になった。

けれども、「フローの都市」においては社会的集合住宅地は問題要因となる。都市化の過程が達成されると、都市問題の性格が変化する。重要なのは住宅よりも住宅が立地する場であり、「都市空間へのフロー」へのアクセスが重視される。現代都市ではフローが場所に対して優位するのであり、機能主義的都市計画の体現した論理の逆の事態が生まれている。公共政策の問題は、居住の流動性、社会的流動性の促進に置かれるようになり、場所の価値は、フローとともにそれが与える「接続」によって評価され、道路と鉄道によって都心とつながる郊外に、良好な環境、隣人、学校を求めて人口が移動する。また、フローの合流点であり、人的職業的出会いの機会が集積する都心の価値が再び増大し、リチャード・フロリダが言う創造的階級が居住するようになる。

他方で、移民出身者の入国は持続し、「土着民」が去った場所＝集合住宅地に定住する。が、かつて産業ゾーンに近い居住空間であった団地の価値は低下していく。産業・企業の脱場所化の効果により雇用が失われ、中間階級、次いで労働者階級が離脱し、空き部屋を移民が埋める結果、「遺棄の場所」になっていくわけである。

2003年のボルロー法は、団地のイメージを改善するためには、居住者の社会的構成を変える必要

があり、そのために場所を変え魅力的にすることを目的としている。都市リノベーションは、もっぱら「場所」を対象として、高層棟の一部取り壊し、横長大規模住宅 (barres) の改修や、近隣コミュニティ、社会的集合住宅地区と都心を結ぶトラムの敷設によって、団地の「不透明性」を解消することを試みたり、団地にベンチ、遊具、遊歩道を備えた公園等を建設したり、団地1階居住は菜園付きにする等の工夫を行なった。

しかし、「人」に対する効果は見られないのである。居住者の多様化は進んでいない。新来者は幾つかの地区を除いて少ない。古参と新来との社会的距離も大きい。ソーシャル・ミックスというよりも、内部的なミックスが強いまなのである。都市に開かれた集合住宅地というよりも、移民の受入ホストの地になって、「弱い紐帯」よりも「強い紐帯」が発達するからである。

ドンズロによれば、社会政策の有効性はこの30年間、これらの集合住宅地では失われており、「社会国家は、集合住宅地というゲッターの生成において、その処方全体を失敗させようような状況に遭遇したかのよう¹⁵⁾」である。栄光の30年の時代には、社会国家が社会保護と社会統合において果たした役割の効果はあって、団地における「社交性」の発展もあった。しかし、1970年代以降、社会国家の役割は失効しており、排除に対する闘争と社会的統一の維持が困難になった。移民が要求する未熟練の雇用は縮小し、社会保護は雇用からの排除に対する補償になっており、統合はますます困難になってきた。

そこで、「場所」をダイナミックにするか、企業と市場の運動に賭けるかという選択肢が現れた。

左派は、生活の場において人びとを援助することを優先し、アソシエーションの価値の利用と公的サービスの強化、雇用促進については同伴組織をつくる等の対応をしてきた。

右派は、市場を街区に浸透させ、有能な個人をそこから脱出させることを優先する。雇用と社会的上昇なき場所で人びとの生活を維持するよりも、

企業をそこに定着させ、居住の流動性を高めるべきだというわけである。都市リノベーション法では特区を設け、企業に補助金をだすとか、職業訓練を受ける若者に報酬を給付する措置を講じる。そして居住形態の多様化が推進される。「場所よりも個人」が右派の主張である。

ところで、右派政権では、サルコジのもとでのアソシアシオン評価制度のように成果志向指標が導入されたが、アソシアシオンの側の反応として、定量的評価に対して住民の活動能力の向上、エンパワメントを重視すべきという主張が現れる。個人の力を帰属集団の力に基礎付けることの意味が理解され始めている、というのである。

そこで、左派の空間主義、右派の市場主義をどのように超えるかが検討されなければならない。それが都市市民権の問題である。ドンズロによれば、問題は、個人が「持つ (avoir)」ということと集団の力の両方を増強すること、このために流動性と住民の場所的動員、空間資本 (le capital spatial) とソーシャル・キャピタルの両方を増強することである。

空間資本は、集合住宅地に都市的なものを導入すること、すなわち個人の「持つ」ことと自由を増大させることを意味し、集合住宅地住民の都市への移動交通手段を拡充し、脱飛び地化を進める必要がある。

ソーシャル・キャピタルの増大は、アソシアシオンの発展にみられる。しかし、集団価値の見直しは集団の力の強化にいたっていない。アソシアシオンへの制約があり、国家・自治体の後見を免れていないからである。

問題は、空間資本とソーシャル・キャピタルを結合することである。空間資本を社会移動の促進に結びつけるためには、まだ学校教育の硬直性を改革する必要がある。ソーシャル・キャピタルについては、アソシアシオンに関する権限をコミューンから都市圏共同体に移すこと、都市圏共同体の議員を公選にすること、街区の問題も都市圏で対応できるようにすること等の必要がある。

なお、ここで都市圏共同体は、1999年の広域行政組織法によって設置されることになった広域行政組織で、圏域人口5万人以上で、少なくとも1万5千人以上の人口を有する市を一つ含むものである。都市圏共同体は課税権を持ち、経済開発、地域整備、居住の社会的均衡、都市政策、都市交通に関する義務的権限を有する。議決権限は共同体議会が有するが、構成コミューン議会議員の代表から構成されていた。これを直接普通選挙で選ぶことをドンズロは主張しているわけであるが、2014年以降、3500人以上のコミューンからは公選で選ばれることになっていることを、付記しておこう。

こうして、空間資本とソーシャル・キャピタルへの制約を除去し、両者の結合によって都市市民権を発展させること、このために「社会の動員」が必要である、とドンズロは言う。

なお、ドンズロは、この観点からすれば社会国家 (カステル) もその役割を終えていないと、いわばこれまでの議論に修正を加えている。「グローバル化した競争世界において、この国家の役割は社会的市民権の重要性と同様に消えるわけではない。むしろ新しい必要によって見直され補完される。すなわち「社会の動員」という要請である⁶⁶。」

社会国家の意義を認めつつ、社会の動員を主張するようになった近年のドンズロの都市市民権論は連帯都市論と無関係ではなくなっているように思われる。

2. 「連帯都市」をめぐる議論

(1) S. ポーガムとT. オブレにおける「連帯都市」

ドンズロのような都市社会学のアプローチとやや異なり、貧困研究から連帯再構築を模索し、「連帯都市」を考える代表格は、R. カステルと並ぶ貧困研究の第一人者であるS. ポーガムであろう。ポーガムは編著『連帯再考』の中で次のように述べている。

「連帯を再考することは、社会問題の変容のカatalogを作り、われわれが愛着をもつ連帯の道徳原理を、今日の社会生活が展開している諸条件と可能な限り近づける手段を探求することに等しい。連帯のドクトリンは、今日その倫理的基礎において問題にされることはない。しかし、現代社会の変容によって、この連帯のドクトリンが今日の現実と最大限調和的になるようにするために必要な改革を考察することは当然のことである¹⁷⁾。」

先にこの書に寄稿したドンズロの論文及びR.カステルに対する批判的コメントに言及したが、カステルに近いポーガムは、社会的連帯の再構築を志向すると見てよい。ここでは、ポーガムの業績を紹介することはできないが¹⁸⁾、同書の中で次のように述べていることも紹介しておきたい。

「したがって、連帯を再考することは、社会的保護のシステムが危機にあり改革を余儀なくされているとしても、これを再考することだけを意味しているのではない。現実問題として、階級、世代、性、領域と民族性の諸関係にかかわる、社会的諸関係の全体を再考することが課題なのである¹⁹⁾。」

ポーガムは、ドンズロとは異なり、デュルケムに範をとりながら、社会的紐帯と統合の社会学を再構築する方向で研究を進めているが、都市の問題についてはそれほど扱っていない。『連帯再考』において、ドンズロの都市論を承けながら、「連帯都市」の問題を取り上げているのは、都市社会学者T.オブレ (Thierry Oblet) の「メールの支配下の連帯都市」であるので、これを見ておこう。

オブレのテーゼは3つある。第1に、社会住宅 (le logement social) は連帯都市の要石であること。第2に、国家は都市を連帯的にする力を持たないこと。第3に、都市圏共同体権力による自治体エゴイズムの克服が必要であること、である。簡潔に見ておこう。

第1に、社会住宅は連帯都市の要石であること。オブレによれば、グローバリゼーションと労働組織の変容のもとで、都市における隔離居住 (ségrégation) の新たな力学が出現した。ドンズロが言うように、都心の新たな街区の「ブルジョワ・ボヘミアン (bobos)」、ますます拡張している都市周辺の戸建居住者、大多数は外国出自で社会住宅街区に遺棄された人口の隔離居住である。この三分割によって、都市住民の相互依存性の表象が攪乱されているのであるが、また、都市における不平等、とりわけ居住地域ごとの機会の不平等も説明される。そして、これら都市における隔離居住と社会-空間的排除が「社会をつくる」能力を浸食しているのである。

ところで、オブレによれば、居住におけるソーシャル・ミックスが都市のまとまりを形成する全てだというわけではない。空間の社会的差違化がそれ自体悪いわけではない。移民を受け入れる民衆的街区や伝統的場所の存在は、彼らがそこから出て行くことができるのであれば、移民の社会的参入の資源になる。そして、移動性や中央の行政サービスへの最大限の接近しやすさが、居住におけるソーシャル・ミックスよりも社会的交換や社会のまとまりには大事だということはある。課された空間的近さは、相対的な社会的同質性が良き近隣関係を促進するのに対して、緊張を刺激する。同じ場所に異なった社会的カテゴリーを人為的に接近させるよりも、雇用、職業訓練、余暇への接近に対する障壁を取り除くことが重要である。「デリケートな地区」の若者の雇用への積極的差別是正措置、学生証の再発行、公共輸送の発展等である。また、民間アパート賃借人の80%、家屋所有者の65%がそれが可能となる収入を持っているのだから、居住におけるソーシャル・ミックスにはこだわらない方がよい。

しかし、「社会住宅の生産を、場所の差異を廃止し、様々な街区を都市の中に溶かし込むという共和主義的幻想から切り離すことが妥当であっても、国家と提携した賃貸住宅 (le logement

conventionnée) は、「三重構造の都市」の中に働いている威嚇をせき止めるために確かに必要²⁰⁾なのである。社会住宅は、過剰なジェントリフィケーション、都心をグローバルエリート用の美術館やクラブに変えることに対する抵抗手段である。都市周辺においては、「国家と提携した賃貸住宅」や戸建への接近の社会的形態は、住民の移動を拘束的でフラストレーションが多いものにする都市の拡張を遅らせるために必要である。遺棄された街区では、社会的資産を再構成することが困難な住民の集積状況においては必要である。

結論として、社会住宅は国にとって必要である。しかし、既存のものの一部（高層棟のようなもの）は都市の観点からすると廃れている。新しい社会住宅は、都市の様々な部分、特に遺棄された都市部と都市周辺との間で居住における移動性を再び作り出すことができる構造的枠組みを創出しなければならない。

第2に、国家は都市を連帯的にする力を持たない。かつて、社会住宅は国家の専権事項であった。分権法の施行以来、連帯の生産には重要な変化があり、特に社会住宅の生産において、コミューン首長＝メールが中心的行為者になった。このプロセスについて、オブレは次のように整理している。

1950年代、60年代には中央集権的国家が都市的なものによる近代化政策を推進し、1970年代には産業都市の発展と社会住宅建設が推進された。1980年代になって、郊外の危機が顕在化し始めると、地方分権化とともに、都市政策は国家とコミューンとの契約に基づいて行なわれるようになるが、メールはデリケートな街区の問題よりも経済発展に傾注する一方、社会住宅の領域では、国家はまだ地方団体に権限を委譲していなかった。しかし、メールは都市計画の権限を手中にして、すでに社会住宅建設の決定的行為者になる。HLMは、土地取得のためにメールと交渉する必要があるからである。しかし、多くのメールは移民の流入を恐れて社会住宅建設に消極的で、貧者の居住条件の悪化に歯止めがかからない状況が続く。

1990年代には、国家が、排除と居住の悪化に対するメールたちの「責任放棄」に対して働きかけ始める。ドンズロ流に言えば「鼓舞する国家」が、より拘束的な契約的關係によって、連帯創出の要求を地方団体に行なう。「近接性 (de proximité)」と「地域的な積極的差別是正」を旗印に国家のサービスの現代化が図られるが、街区については、公共サービスの再展開により、そのエージェントと、「共和国の名において「文明化する」ことがふさわしい住民」すなわち定住移民出身者との間に「コロニアルな関係が築かれた」とも、「排除の穏やかな管理」が行なわれたとも評される²¹⁾。社会住宅についても、同じような意図と手段とのズレが生じた。1990年のベッソン法、1998年の反排除法、2000年のSRUは期待された効果を生まない。「住宅への権利」は地方アクター特にメールには脅威に映るし、知事も住宅保障のミッションを具体化できずにとどまる。

2000年代になって、2004年の「地方の自由と責任に関する法律 (Loi relative aux libertés et responsabilités locales)」は、メールに投資と配分の権限を付与するし、「石への援助」(住宅建設費援助)に関する県の割当配分権限をコミューン協力公施設法人に移譲する。集権的住宅政策では空間的隔離のメカニズムに対処できないからであり、住宅社会政策決定へのメールの連累が強まる。しかし、これは国家の関与縮小を意味しない。「諸地域への遠隔統治」が行なわれるのであり、契約による調整ではなく、中央権力によるメールの自律性を最大限利用した都市政策が行なわれ、社会住宅20%未達成のコミューンには罰金が課される。

この政策が連帯に有利に働くかどうか問題なのであるが、他方で、メールは都市における不平等の縮小のための闘争に加わらざるをえない。まず、社会住宅の危機は政治問題化し、量の問題ではなく、「品位ある」住宅の需給が問題となる一方、地価高騰の受益者(地主)の抵抗をどう制御するかという課題への対応を迫られる。また、都市における分離過程の展開がはらむ危険に関心を払わ

ざるをえない。「排除の穏やかな管理」は事態を悪化させており、困難な住民の集積と「遺棄の文化」には郊外暴動が孕まれるが、近隣コミュニティに「望まれない住民」を分散させる方式は限界を持っている。

そこで、第3に、都市圏共同体権力による自治体エゴイズムの克服が必要である。住宅問題は、すでにコミュニティ・レベルを超えており、都市圏の問題となっている。現在の状況は、コミュニティの都市計画政策と都市圏での住宅政策との接合が不確実性を持っているということであり、コミュニティ間広域行政組織の強化を必要としている。コミュニティ間広域行政組織の利点には、適切な住居促進のために、不動産業者やデベロッパーに対するメールの交渉権力を強化すること等が挙げられるが、都市圏共同体段階で都市政策を再展開させ、住宅政策の社会的側面と都市的側面の統合、移動性とソーシャル・ミックスの結合を推進するメリットがある。

オブレの議論は概略以上のようなものであるが、ポーガムは、連帯再構築において、「連帯都市」、「連帯的国民国家」、「連帯ヨーロッパ」の「接合された多元的連帯」の構築を柱にあげ、オブレに依りながら「連帯都市」の構築の課題について次のように述べている。

社会住宅が「連帯都市」の要石であること、コミュニティのエゴイズムを超えるためには、都市圏共同体レベルでの民主主義が必要であることを確認しつつ、そのうえで、「連帯都市」の概念は社会空間の社会的差異化の廃止を意味しない（それは不可能である）で、ソーシャル・ミックスを促進するものであること、である。異なった社会的カテゴリーを同一の場所に集める意志主義的政策は、調和的社会関係を保障しない。それにもかかわらず、ソーシャル・ミックスは「空間的隔離」のリスクを制限し、都市における移動性と中心部のサービスへの接近を促進するための、「望ましい地平」である。ソーシャル・ミックスは都市と街区において現実性をもっていることを一概に否定

できないし、進行中の「空間的隔離」を拒否するためには、中間階級を民衆地域に誘導すること、ジェントリフィケーション過程にある民衆を保護すること、都市における居住流動性を加速するために社会住宅を活用すること、隔離が甚だしい地域では積極的差別是正政策、若者の雇用・職業訓練へのアクセスの促進、アソシエーティブな生活を奨励すること等が必要だと、述べている²²⁾。

ポーガムは都市政策を専門とするわけではないので、言及は以上にとどまる。「連帯都市」にかかわるより具体的な検討は、ドンズロも学術アドバイザーを務める「都市建設建築計画 (PUCA)」の研究報告書で、M. ルソーたち都市社会学者による『連帯都市の実践と政策 (Max Rousseau, Vincent Beal, Guillaume Faburel (dir.), *Pratiques et politiques de la ville solidaire*, 2014²³⁾』で見ることにはしたい。予め述べておけば、ルソーたちは、ドンズロの都市論を承けながらも、レギュラシオン学派やM. カステルの都市社会運動論の系譜を引く位置にあるように思われる。

(2) 「連帯」と「都市」を結びつける

この報告書の冒頭の趣旨説明において、ルソーたちは、まず、なぜ「都市」と「連帯」とを結びつけるのかを述べている。

ルソーたちによれば、デュルケム、ジンメル、テンニエスたちは都市の発展に不安を感じていたのだが、デュルケムは、都市の発展が機械的連帯と異なる有機的連帯の発展に影響を与えると考えていたし、アメリカの都市社会学者は、都市を、新しい連帯のイニシアチブを生み出しうる新しい実践、新しい組織形態、新しい価値の体制が発明される「社会的実験室 (laboratoire social)」と見ていた。つまり、都市の発展と連帯の結びつきは創設期の社会学においては自明のことであった。

都市化と産業化は不可分に発展し、産業世界における労働組織は、運命の類似性の意識を生み出す。鎖状の労働、集団的交渉、組合の発展、進歩的政党は、相互依存の紐帯を生み、工場外でも、

労働者街区でも紐帯が結ばれる。フォーディズムと「偉大な妥協」の時代には、雇用者・経営者と労働者の間の相互依存が神聖視される。この連帯は都市空間でも表明される。労働者街区の形成は、雇用者、組合、自治体の調整の形をとる。この段階でも都市諸政府は、連帯の「制度化」への関心を共有していた。

しかし、1970年代以降の脱産業化、移動の増大、転落の強迫観念、個人主義化が社会のまとまりを弱化させ、新自由主義的経営に服した企業内での競争が連帯に取って代わる。「援助される者」は「利得を掠め取る者」だという言説が受容されやすくなる。都市はこのような変容の集積所となる。不動産バブルが生じ、最も価値の高い都市空間が与えるアメニティは住民の金銭的能力の不均等にしながら配分され、都市政府は企業主義に服して民間デベロッパーに耳を貸し、企業・富裕層・旅行者・購買力の高い消費者を引き寄せるために公金を活用して、社会のまとまりの消失に手を貸す。

確かにドンズロが言うように、「客観的連帯」は失われつつあるのである。そして、郊外暴動等大都市を揺るがす様々な事件は、社会的紐帯の衰退に対する間歇的な反動として、またジェントリフィケーションによって生まれた街区の快適なマンションや郊外のゲートッド・コミュニティに住まう勝者と、スラム街、バラック街、貧しい郊外、飛び地となった大都市周辺地域に住まう敗者といった経路の責任を個人にのみ帰する言説の支配に対する、間歇的な反動として生じる。それら事件が新たな自律性の空間を促進しようとする運動に発展することもあるが、一時的なものにとどまり、終わってしまえば、競争的労働市場の日常に復帰することが多い。

とはいえ、ルソーたちは、もはや連帯について語ることが無意味だとは考えない。社会住宅だけでなく、都市的連帯の目立たない形態であるが、ネオリベラリズム、個人主義、競争精神によって動かされる都市における社会的紐帯の維持において重要な役割を果たす連帯のかたちがあるので

あって、この報告書では、それらを扱うと述べている。

そして、現状では、「社会問題と不正の都市化」の二重性によって都市問題と社会問題が結びついており、都市と連帯とを結びつける必要性があるにもかかわらず、両研究領域は結びついていないと言う。

例えば「排除」の問題は、R.カステルやS.ポーガムによって、社会的紐帯の弛緩との関わりで、家族、学校、労働、街区等の領域で研究され、「栄光の30年」以後、排除に向かわせるハンディキャップの累積現象が明らかにされてきた。非熟練の若者、シングルマザー、移民出自の若者たちを中心に、労働市場で評価される学位へのアクセスや労働者の社会化から生まれる連帯の諸形態へのアクセス（雇用）の減少、政府の失敗等が累積的に作用している。ここには、これらの不平等が民主化の産物でもあること、社会的地位の流動化とともに、社会化の伝統的枠組みの弱化的結果でもあるというパラドクスがある。そこで、ポーガムたちは、様々な社会的紐帯の不安定化と、それらの交差の脆さによって「統合」の不平等が進んでいることを明らかにしつつ、貧困問題の解決においてA.センのケイパビリティ・アプローチを推奨している。しかし、この潮流には、社会空間的不平等の扱いに難点があると、ルソーたちは言う。

いまや国民的連帯は、財政的能力、効率性、正統性（援助をめぐる）の三重の危機にさらされ、フランス型保守的コーポラティズムモデルは危機に陥っており、他方で、都市政策は、「デリケートな地域」を対象に、住宅改良、公共サービス展開、職業訓練促進を進めたが、成果があがっていないのが現状なのである。

そこで課題となるのが、都市問題と社会問題を結びつけることである。

近年の動向では、「社会的紐帯の強化」が街区を対象とした様々な対策の一部をなすようになった。不平等・差別との闘いにおいて、住民の生活条件レベルでの物質的行動から、「郊外」のアノ

ミーを優先問題とした新しいタイプの社会行動への発展が見られるようになっている。こうして、社会国家も、再配分政策や「資源と社会進歩の社会化」政策から「社会的紐帯」政策へと変容過程にある。また、都市政策領域では、一方ではネオリベラルな介入、参加精神の発展を伴わない国家介入が発展してきたが、他方では新たなタイプの連帯の再出現の可能性もある。今日の都市において、様々なアクターによる、排除に対する闘争に限定されない、日常的連帯のイニシャチブと実践が萌芽的に出現している。したがって、これらを都市における「空間的正義」の実現に結びつける研究が課題だというのである。

以上からも推測されるように、「空間的正義」という観点から都市と連帯を結びつける必要性を主張するルソーたちは、アメリカを参照しつつフランス連帯主義を批判するドンズロの都市論を受け継ぎながらも、ドンズロとは距離をとっているように思われる。

さて、このような主旨から、報告書は(1)連帯都市と社会空間的排除に対する闘争、(2)断片化された都市における連帯、(3)連帯都市と住民参加、(4)経済と連帯都市、(5)連帯都市と環境の5項目について検討を行っている。以下、(1)、(2)、(3)を中心に簡潔に見ていこう。

「(1)社会空間的排除に対する闘争」については、反排除闘争の都市政策の歴史を、第一段階：19世紀から20世紀初頭にかけて、第二段階：フォーディズム時代、第三段階：ポストフォーディズム時代について概観し、「ローカル福祉レジームの不完全性」と課題を述べている。

第一段階は、連帯主義の登場とともに、国家がアソシアシオンを基礎とする連帯を指導する地位を確立する段階、第二段階は、戦後フランスにおいて、都市貧困闘争が国家レベルで実施され、都市が社会的排除を扱う能力を大幅に失う時代である(ドンズロに倣って言うと、社会国家が発展し、社会住宅建設が進められる時期である)。とはいえ、都市政府もケインズ主義的福祉国家政策の産出や、

フォーディズム的蓄積の安定化に一定の役割を果たす。公営住宅や私的部門にとって決定的なインフラ(教育、保健、輸送)の一部を提供するような集合的消費手段の構築である。また、この段階では、階級的アイデンティティに基づく連帯が形成され、労働者街区における連帯も社会関係のネットワークを基盤に形成される。

とはいえ、この段階では、流入する移民は労働者階級の政治的組合的代表から隔絶し、白人労働者と移民労働者には差異が生じる。また、1970年代以降急速に労働者連帯の破壊も進む。グローバリゼーション、都市の製造業の変質、都市リノベーション、個人主義化、消費化の発展等によって、労働者の「脱階級化」とプレカリアート化、そして連帯の喪失が進む。最終的に労働者街区の破壊は、ジェントリフィケーション過程の街区と遺棄の街区という二つの主要な街区の形を生み出した。

第三段階のポスト・フォーディズム時代には、サービス経済への移行と産業雇用の解体により都市における新しい排除形態が出現し、ネオリベラリズム的な変化に従属するようになった社会政策の有効性が問われる。

反貧困闘争においては、普遍主義的保護政策から条件付きの、貧困・排除を対象とした政策(援助への回帰、さらにワークフェア)へ変容し、また、国民的保護システムから、地方やアソシアシオン権力を活用した多次的保護システムへ変容する。

しかし、ローカル福祉レジームは不完全なのである。1980年代以後、地方権力が社会問題の管理を回復しつつあるが、特に反排除のための都市戦略には3つの主要な限界がある。

第一に、レベルの問題で、反排除闘争の分権化の不完全がある。国家が貧困管理の主要アクターであり、地方権力における財源不足、情報データ産出の不足、国・地方の権限の重複、県と並ぶ都市の地位の弱さ、都市の位置の曖昧さ等である。特に、失業対策、援助は県の業務であり、都市では排除問題が様々なアクターによって扱われるが、

都市問題と社会問題との分離が解消されていない。さらに、都市間連携による反排除闘争についても、コミュン間広域行政組織の民主性の度合いが弱い。

第二に、制度疲労である。1980年代の改革を通じて、ボトムアップのイニシアティブ重視による街区の社会発展が志向されたが、先鋭的試みの制度化も時間の経過とともに息切れも目立つ。中でも、ソーシャルワーカーの雇用不安定や離職傾向等をめぐる問題が顕在化している。

第三に、分権化の不十分による、地域的特殊性、手段、参加に関する地域戦略の不応と非効率性があげられる。十分な結果が見えないし、社会行動の公的対象が「悪しき貧者」としてスティグマ化される逆効果もある。

とはいえ、ルソーたちによれば、新しい連帯のイニシアティブも育ちつつある。給食等都市レベルでの貧困層を対象とした革新的行動や消費の共同性に基づく連帯行動が生まれているし、市民イニシアティブを整序し促進する自治体の行動も見られる。1980年代の市場経済化と国家的連帯の不十分さに代替するものとして、自治体とアソシエーションとの垂直的連帯から水平的連帯への変容も見られる。モンペリエ、グルノーブルの都市給食連帯イニシアティブのように、都市的連帯の様々な形態の出現と都市的連帯の「意識高揚」もあるのであって、それらが国家と市場に代わる代替的ソシアビリティの形態を再主張することにつながる自律的空間形成に発展する可能性があるとされている。

「(2)断片化された都市における連帯」においては、本格的に空間的排除の問題が扱われている。ここで注目すべきは、街区間の連携と、街区におけるコミュニティ・オーガナイズング (community organaizing, 以下 CO) であろう。

ルソーたちによれば、ポストフォーディズム型都市は断片化過程の増大によって特徴づけられる。都市の新しい組織は、創造的破壊の加速、世界レベルでの分業の再構成、北でも南でも正規雇用と非正規雇用のデュアリズムによって特徴づけられ

るポストフォーディズム型労働市場の出現等によって生み出される社会的分極を空間的に表現する。

具体的には、大都市におけるサービス部門の増大は収入の極端な分極化、つまり超富裕層とプレカリアートの併存状態を生み出した。グローバル都市は国際的流動性に結びつけられ、農村と伝統的産業地域は「残余的経済」と再配分に依存するようになった。そして、地域整備政策は、空間ケインズ主義からネオリベラルな地域整備政策へと転換し、国土は、超連結型で超断片的な大都市センターと、都市周辺地域、行政的産業的小都市、将来が不確定な農村地域に区分される。

大都市では、内部的な同質性が増し、相互に仕切られた街区に分割され、パリ地域では、社会空間的コントラストが増大し複雑化している。ポストフォーディズム型都市における分極化は、保護された雇用形態から持続的に排除された集団の大都市への集積とともに、競争を促進する都市政策によって倍加されるのであり、一方でジェントリフィケーションが進むとともに、貧困街区は、社会的局面よりも経済的局面に力点を置く新しい都市政策によって放棄される。

こうして、都市社会の断片化が生じ、ドンズロが言うように、ジェントリフィケーション街区、遺棄街区、都市周辺街区の三重構造が生じる。

ただし、ルソーたちは、ドンズロが言うほど明瞭に社会的に同質的街区に仕切られているわけではないとして、現状はフォーディズム型とポストフォーディズム型との混合状態だとしている。とはいえ、フォーディズム時代のブルジョワ街区は永続的であるのに対して、労働者街区は縮小し、貧困街区、ジェントリフィケーション街区、都市周辺街区の3類型に構造化されつつあると言う。また断片化は、政治的代表のレベルでも作用し、都市段階での新しい連帯の形態の出現を限定していると言う。

そして、仮説として、都市段階での連帯の出現を制限する政治的閉塞のために、街区がポスト

フォーディズム都市における新しい連帯の形の表現の場になりつつあるのではないかとする。

この点を詳述することはできないが、彼らは、次のように述べている。ジェントリフィケーション街区では反ジェントリフィケーション運動が「都市への権利」の高揚の促進者になるのではないか。また、都市周辺街区は相対的に飛び地のようで、個人主義化の進展が特徴とされているが、田園に近いことから、小商業と近隣農業に結びつく「再ローカル化された」消費を介した特殊な連帯の形が出現するのではないか。貧困街区でも、プレカリアテからの脱出を可能にする連帯が依拠する現実の集合資本があるのではないか。アメリカではCOの手法でそれを活用するが、連帯の「内生的」発展は決定的に重要で、このモデルを検討する必要があるのではないか、等々である。

ここでは、貧困街区における連帯形成とCOについてだけみておこう。

ルソーたちによれば、2000年の都市連帯法では、反貧困闘争は、遺棄街区の内生的発展よりもソーシャル・ミックスに力点が置かれた。ここにはパトナムのソーシャル・キャピタル論の影響もあって、橋渡し型ソーシャル・キャピタルを付与された人口の日常的近接がゲッター化のスパイラルからの脱出を可能にするという予測がある。流動性が隔離から脱出する手段とされるわけである。しかし、この議論は貧困ゲッターの「本質主義的見方」を基礎にしている、貧困ゲッター地域は結束型ソーシャル・キャピタルの強い社会的孤立地域だととらえているところに問題がある。

ルソーたちによれば、貧困街区は社会的孤立の場ではない。公的制度、公的サービス、アソシエーションが基本的資源として活用可能であるし、不動でもなければ、流動性に閉ざされているわけでもない。近隣の連帯もあれば、貧困街区を中心都市に結びつける流動性もある。

貧困街区におけるエスニックな連帯について言えば、街区におけるエスニックな多様性は信頼を低下させる (パトナム) とされているが、フラ

ンスでは事情が異なり、エスニックな基礎の連帯はそれほど強くないがゆえに、共通経験を基礎にしたアソシエーションの可能性、共通の地理的 (街区) 出自に基づく連帯もまた現実的にあるというのである。つまり、エスニックなコミュニティ強化の方向ではない連帯の可能性があるというのである。この点は、ドンズロに対する距離を示すものであろう。

富裕街区との関係で言えば、富裕街区と貧困街区の隔離という意味での排除は増大する傾向にあるが、富裕街区から貧困街区への連帯イニシアティブが出現している事例もあるし、スマート・シュリンキングの活用によって、よりまとまった都市を形成するチャンスもあるというのである。

つまり、隔離現象は確かに進展しているが、「再結合」の可能性がないわけではないというのである。そして、それを可能にするのが、「コミュニティ・オーガナイズング (CO) によって連帯都市をつくる²⁴⁾」試みであり、アメリカの例が参考になるというのである。

アメリカは連帯の基礎がコミュニティ的次元に置かれていて、COは都市的連帯の「可視的で構造化された形態」になっているのであるが、一方で、19世紀末の革新主義運動を受け継ぐローカルなアクティヴィズムがあり、他方で、コミュニティ開発法人 (CDC) の資格で都市・社会的介入が行なわれ、そこでは専門家化 (professionnalisation) が進んでいる。

COはコミュニティ、近隣、エンパワメントの3つの概念によって特徴づけられ、ソーシャルワーク、政治的活動主義、CDCの3つの形態をとる。ただし、ソーシャルワーク、政治的活動主義とCDCとは分岐する傾向があって、ルソーたちは前者を狭義のCOととらえる。

1970年代以降の経済危機と都市の衰退を背景にして、CDCは貧困街区の発展、整備、動員のための組織として発展してきたが、それは専門職的で、住宅供給や貧困街区の経済発展を主業務とする。これに対して、COは活動家 (ミリタン)

的性格をもっている。

CDCについては、アメリカでは2010年で4600を数えるが、それは、福祉国家の縮小、ワークフェアの拡大、ローカル・アクティビズムの後退等を背景として、様々なアクターと協調しつつ、社会住宅供給、就労支援、シングルマザー援助、移民援助、無料診療所開設等を繰り返して、住民代表、アソシエーション代表、専門家がメンバーになっている。

このCDCに対しては、グラスルーツ組織からは、貧困街区の「人」と社会促進の理想を犠牲にして建物にフォーカスしており、生活条件の悪化を克服できていないのではないかと、街区の問題に特化して、都市の中心争点と結びつけられていないのではないかと、という批判があり、そして「科学文献」からは、経済競争の論理に結びつけられ、コミュニティ連帯の実践を「市場価値プロジェクト」を媒介にして方向付けているのではないかと、エンパワメントのネオリベラルな翻訳ではないかと、といった批判がある。

先にもみたように、ドンズロはこのCDCを推奨していたのであるが、ルソーたちはドンズロの評価とは距離をとっている。もちろん、CDCが無意味だっているのではなくて、住民運動型のCOの意味をもっと重視すべきだということであろう。この点で、ルソーたちは、COとCDCは截然と遮断されているわけではないとしつつ、ソール・アリンスキー系譜のCOに好意的である²⁶⁾。あるいは、M.カステルの都市社会運動論の系譜にあると言ってもよいかもしれない。

「(3)連帯都市と住民参加」では、参加型予算制度の導入と参加型住居、COの提案の3つが述べられている。

第1に、ローカル・デモクラシーの装置としての参加型予算制度の導入である。ローカルな参加装置は、住民の再動員、紐帯の再創造、「出会いと交換の空間」の開示によって社会関係の変容を目指すものである。その際、フランス型は、社会的紐帯と排除の包摂を基礎にした合意的アプロー

チ (approche consensuelle) を特徴とするのに対して、ラテンアメリカ、南欧型は被支配集団を優遇する社会正義の追求を特徴とする。フランス型の限界を超えるために、成功例と言われるブラジルの参加型予算管理を導入した方がよい、というのが、ルソーたちの主張である。

フランスでは住区評議会が「近隣のソシアビリティの再生」を担い、連帯と社会的紐帯の促進を図る役割を期待されるが²⁶⁾、祝祭等による住民結集の役割を果たしているものの、「社会的政治的に最も周縁化された行為者にとって、真の政治的関係性を保障していない」。街区評議会では、若者、外国出身者、民衆階級出身者は極く少数であり、中間階級、知識人が多い。人口の幾つかのカテゴリの欠如又は低代表性という政治的不平等があるのである。他方で、参加民主主義の活動家が、公的領域から最も遠い者を参加させることを目指した奨励策を実行しているときには、参加は民衆的になる。特にブラジル、シカゴでは、参加が生活の質の改善にインパクトを与えるということによって、民衆の参加の意義が説明されている。

参加型予算管理は生活の質の改善の手段であって、ブラジルにおける参加的予算管理は、最も不遇な者を犠牲にした「(既存の)優先順位の逆転」と、参加を通じた「民主主義の民主化」という二つの目的を持つ。そして、住民が街区水準で要求を明確化し、次いで地区、都市の水準において、社会正義を基準とした要求のヒエラルヒーが形成され、実際に再配分にインパクトを持つとされる。フランスの場合、街区の予算は均等配分され、積極的差別是正よりも共和主義的平等が重視されるが、この共和主義的平等を前提としても、参加型予算管理は、再配分の実効性はともかく、街区と都市における出会いと共生の手段になりうるというのである。

第2に、参加の実験領域として参加型住居がある。

ルソーたちによれば、ヨーロッパにおける参加型住居は、経済的社会的危機による住宅難に対応

するとともに、より連帯的組織形態 (資源の相互化、コミュニティの管理、空間共有) の希求によって、北欧、アングロサクソンでは事例が多くなっている。参加的住居には、協同組合によるコーポラティブ・ハウジングとコレクティブ・ハウジングの二形態があり、前者は、住宅の取得により組合員に住居割当を行い、後者は住居居住または所有を共用部分と私用部分に分けて割当てる。両者に共通するのは、集団的取得、全体管理への参加である。「都市を創り住宅を考える新しい様式」として、参加、共有、エコロジーという社会連帯経済と近い価値システムを有している。

フランスにおける参加型住居の発展は2000年以降に見られるようになってきているが、アソシアシオンと活動家が担う。アソシアシオンの連合として、「参加型居住アソシアシオン全国組織 (Coordination Nationale des Association de l'Habitat Participatif)」が形成され、地域的集合体、専門家とのパートナーシップが促進されている。

この参加型住居は「街区や村で老いる」という高齢化のテーマ系への「連帯的応答」にもなりうる。住居領域と医療-社会的領域との二分法を超えることが、都市の組織の問題としてあるからである。

以上の点は、連帯都市の要石とされた社会住宅において、参加型居住を推進する必要があるということであろう。

第3に、個人とローカルな市民社会の行動能力の発展の促進のためのエンパワメントを図るために、またローカルレベルでの集団権力を発展させる意志を促進するものとして、先述のCOの手法が必要である。二つに共通する要素は、デモクラシーについてのプラグマティックな見方であり、市民と国家との間にコミュニティを挿入する点である。

J.-J ルソー型の共和主義の伝統の強いフランスでも、ドンズロやM.-H. バック (M.-H. Bacqué) たちによる「都市政策」批判を通じて、住民と市

民の行動権力というレトリックが復活し、場所の管理ではなく人に働きかけることが強調され、2005年の暴動以後、エンパワメントとCOの手法も注目されるようになった。ソーシャルワーカーとCO実践家による実践例も増えていて、フランス式エンパワメントは、ソーシャルワークの領域で注目されているが、今後の課題として、住民の能力について新たなまなざしが向けられる必要がある、とする。つまり、COの手法を活かして、参加型予算管理と参加型居住を通じて近隣デモクラシーを活性化する必要があるというのである。

「(4)経済と連帯都市」は、「社会連帯経済」を、「社会経済」と「連帯経済」を結びつけた「都市地域における共生様式の革新に貢献する経済モデルと実践」として取り上げ、「連帯は今日では代償の観点における反貧困闘争に還元されない。経済的実践の民主化と拡張されたパフォーマンスの評価に社会的環境的基準を統合することによって社会的紐帯の生産を包括する²⁷⁾」必要があると位置づける。「(5)連帯都市と環境」は、トラムや都市農業、エコ街区等を取り上げつつ、都市、環境、連帯との結びつけについて論じたものであるが、環境都市政策についてはわが国でも紹介のあるところでもあるから、ここでは割愛する²⁸⁾。

こうして、ルソーたちは、以上の「連帯都市」の諸要素を包括的にとらえることが、「都市的正義」の実効の条件だと総括する。

結びにかえて

以上、ドンズロの新連帯主義批判と都市論を手がかりに、連帯都市論の現況を紹介した。

ドンズロは、社会国家 (連帯国民国家) と社会的市民権の時代から、「都市の精神」と都市市民権への移行を展望し、ソーシャル・ミックス政策を批判して、アメリカのコミュニティ開発法人の手法の導入により「空間的隔離」の弊害の克服を目指す²⁹⁾。

これに対して、貧困研究から出発したポーガムたちは、政策としてのソーシャル・ミックスには

懐疑的でありつつ、社会住宅を「連帯都市の要石」ととらえ、社会的流動性促進のための社会住宅の活用により、都市圏共同体レベルで広域的に「空間的隔離」の弊害の克服を目指す。

また、これらを承けて、ポストフォーディズム時代の都市政策を「連帯」と「都市」を結合させる政策に代替させようとするルソーたちは、アメリカ的なコミュニティ・オーガナイズングの手法を、参加型予算管理や参加型住居、さらに近隣デモクラシーと結びつけて「空間的正義」を目指す。

「連帯都市」は、貧困・排除と空間的隔離の弊害を克服するために、都市的なものと「連帯」を結びつける。連帯都市の課題は実践的なものであるだけに、アメリカにおける CDC や CO の効果も含めて、今後の展開をフォローしていくことにしたい。

注

- (1) Cf., E. Deschamps, *La politique urbaine du logement: l'objectif de mixité sociale*, *Revue française des affaires sociales*, 2001, n^o.3, p.82.
- (2) 社会住宅政策については、都留民子「フランスにおける住宅政策と社会保障」(『海外社会保障研究』, 2005年, 152号), 檜谷美恵子「地域空間化するフランスの住宅政策とそのガバナンス」(『政策科学』, 2008年, 15 (3)), を, ソーシャル・ミックスについては, 森千香子『排除と抵抗の郊外』(東京大学出版会, 2016年)を参照。また, 中野裕二他編著『排外主義を問い直す』(勁草書房, 2015年)を参照。
- (3) 詳しくは, ジャック・ドンズロ『都市が壊れるとき』(宇城輝人訳, 人文書院, 2012年)の訳者解説を参照されたい。
- (4) J. Donzelot, *Un État qui rend capable*, dans S. Paugam (dir.), *Repenser la solidarité. L'apport des sciences sociales*, PUF, 2007, p.87.
- (5) *Ibid.*, p.89.
- (6) *Ibid.*, p.90.
- (7) アメリカにおけるコミュニティ開発法人を中心としたコミュニティ政策については, 宗野隆俊『近隣政府とコミュニティ開発法人』(ナカニシヤ出版, 2012年)が詳しい。
- (8) J. Donzelot avec C. Mével et A. Wyvekens, *Faire société : la politique de la ville aux États-Unis et en France*, Seuil, 2003, p.358.
- (9) J. Donzelot, *Quand la ville se défait*, Seuil, 2006, p.148. 前掲訳書, 166頁。
- (10) *Id.*, 同所。
- (11) *Ibid.*, p.177. 同書, 195頁。
- (12) H. ルフェーブルは, 「都市への権利」を「古い都市への権利ではなくて, 都市生活へ, 刷新された中心へ, 出会いや交換の場所へ, これらの時や場所の充分で十全的な使用を許すような生活のリズムや時間割へ, などの権利」(『都市への権利』, 森本和夫訳, ちくま学芸文庫, 214頁)と定義している。
- (13) R. Castel, *La montée des incertitudes*, Seuil, 2009, pp.48-52. 北垣徹訳『社会喪失の時代』(明石書店, 2015年), 46-51頁。
- (14) M. カステルの「場所の空間」と「フローの空間」からの転用と推測される。マニユエル・カステル『都市・情報・グローバル経済』(大澤善信訳, 青木書店, 1999年)を参照。
- (15) J. Donzelot, *La France des cités-Le chantier de la citoyenneté urbaine*, Fayard, 2013, p.163.
- (16) *Ibid.*, pp.188-189.
- (17) S. Paugam, Introduction: *Les fondements de la solidarité*, dans S. Paugam (dir.), *op.cit.*, p.25.
- (18) 近年のポーガムの社会的連帯論については, 拙稿「社会連帯論の再構築に向けて— S. ポーガムの所説に寄せて—」, 『グローバル時代におけるヒトの移動の自由と管理—社会保障制度を中心に—』(高橋和研究代表, 平成25年度~平成27年度科学研究費基盤研究 (B) 研究成果報告書)を参照されたい。
- (19) S. Paugam (dir.), *op.cit.*, pp.24-25.
- (20) T. Oblet, *La ville solidaire au pouvoir des maires*, dans *Ibid.*, p.656.

- (21) *Ibid.*, p.661.
- (22) S.Paugam, Conclusion, *Ibid.*, pp.970-978.
- (23) この報告書は, www.urbanism-puca.gouv.frで公開されている。
- (24) Max Rousseau, Vincent Beal, Guillaume Faburel, (dir.), *Pratiques et politiques de la ville solidaire*, 2014, p.90.
- (25) アリンスキーについては, 石神圭子「アメリカにおけるコミュニティの組織化運動: ソール・アリンスキーの思想と実践(1), (2), (3), (4・完)」(『北大法学論集』65(1), 65(3), 65(4), 65(6))がある。また, 仁科伸子『包括的コミュニティ開発』(お茶の水書房, 2013年)をも参照。
- (26) この点については, 中田晋自『市民社会を鍛える政治の模索』(御茶の水書房, 2015年)。
- (27) Max Rousseau, Vincent Beal, Guillaume Faburel, (dir.), *op.cit.*, p.169.
- (28) 和田幸信『フランスの環境都市を読む』(鹿島出版会, 2014年)参照。
- (29) E. シャルムと M.-H. バックも, ドンズロに近く, 『ソーシャル・ミックス, それから?』において, 「……公共政策のカテゴリーとしてのソーシャル・ミックスの動員は, 非常に疑わしいように思われる。それは, 空間的隔離を抑制することを可能にする特効薬だというにはほど遠い」(É.Charmes et M.-H.Bacqué, *Mixité sociale, et après?*, PUF, 2016, p.97) と言う。むしろ, 社会住宅の制限的規定によって居住へのアクセスを限定したり, 民衆階級を犠牲にしたジェントリフィケーション等によって, 社会空間的隔絶の強化に「間接的に」手を貸しているのではないかと疑われさえするというのである。とはいえ, 彼らも「これらの確認はもちろん, ソーシャル・ミックスがそれ自体悪しきものだとか, 分離した都市の原理を擁護したり, 連帯の目的を放棄しなければならない, ということを意味するものではない」(*Ibid.*, p.98) と述べ, 「公共政策の目的は, 諸地域間の連帯, すべての人にとっての居住地選択の開放性と都市資源への接近に

基づく都市への権利ではないだろうか」(*Id.*)としている。

Essai sur la “Ville solidaire” de la France contemporaine

KITAGAWA Tadaaki

(International Relations, Social Systems Course)

Le présent article a pour objectif de tirer au clair quelques enjeux au cœur des discussions sur la politique de la Ville en France à l'époque contemporaine.

Dans le premier chapitre, les études des villes de Jacques Donzelot seront examinées pour mettre au point sa critique envers la politique de la Ville que l'on effectue depuis les années 1980.

Dans le second chapitre, quelques tentatives de Serges Paugam et de Max Rousseau seront envisagées, tentatives ayant pour but d'associer la « solidarité » à la « ville » au nom des théories de la “ville solidaire”.

Enfin, pour terminer notre réflexion, nous tenterons d'éclaircir non seulement les avantages, mais aussi les faiblesses de ces théories de la “ville solidaire”.

社会文化システム研究科 彙報

2015年度開講科目一覧

文化システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
英語学特論Ⅱ	富 澤 直 人	前 期
英語語法論特論Ⅱ	鈴 木 亨	前 期
英語音声学特論Ⅱ	富 田 かおる	前 期
生成文法論特論Ⅱ	高 橋 真 彦	前 期
日本語意味論特論Ⅱ	渡 辺 文 生	前 期
日本語史特論Ⅱ	中 澤 信 幸	前 期
英語学特別演習	富 澤 直 人	後 期
英語語法論特別演習	鈴 木 亨	後 期
英語音声学特別演習	富 田 かおる	後 期
生成文法論特別演習	高 橋 真 彦	後 期
日本語史特別演習	中 澤 信 幸	後 期
言語学特別演習	池 田 光 則	後 期
言語科学特別研究Ⅰ（前期）		前 期
言語科学特別研究Ⅰ（後期）		後 期
言語科学特別研究Ⅱ（前期）		前 期
言語科学特別研究Ⅱ（後期）		後 期
ヨーロッパ近世近代思想文化論特論Ⅱ	千 葉 清 史	前 期
ヨーロッパ現代思想文化論特論Ⅱ	小 熊 正 久	前 期
英米哲学特論Ⅱ	清 塚 邦 彦	前 期
ヨーロッパ近世近代思想文化論特別演習	千 葉 清 史	後 期
ヨーロッパ現代思想文化論特別演習	小 熊 正 久	後 期
英米哲学特別演習	清 塚 邦 彦	後 期
思想文化特別研究Ⅰ（前期）		前 期
思想文化特別研究Ⅰ（後期）		後 期
思想文化特別研究Ⅱ（後期）		後 期
日本中世史特論Ⅱ	松 尾 剛 次	前 期
日本近世史特論Ⅱ	岩 田 浩 太 郎	前 期
イギリス経済史特論Ⅱ	國 方 敬 司	前 期
ロシア・東欧史特論Ⅱ	淺 野 明	前 期
文化人類学特論Ⅱ	坂 井 正 人	前 期
人類学特論Ⅱ	松 本 雄 一	前 期
日本近代史特論Ⅱ	吉 井 文 美	前 期
日本古代史特別演習	十 川 陽 一	後 期
日本中世史特別演習	松 尾 剛 次	後 期
日本近世史特別演習	岩 田 浩 太 郎	後 期
東アジア近世史特別演習	新 宮 学	後 期

イギリス経済史特別演習	國 方 敬 司	後	期
ロシア・東欧史特別演習	淺 野 明	後	期
文化人類学特別演習	坂 井 正 人	後	期
人類学特別演習	松 本 雄 一	後	期
歴史文化特別研究Ⅰ（前期）		前	期
歴史文化特別研究Ⅰ（後期）		後	期
歴史文化特別研究Ⅱ（前期）		前	期
歴史文化特別研究Ⅱ（後期）		後	期
日本近現代文化論特論Ⅱ	森 岡 卓 司	前	期
中国中世文化論特論Ⅱ	西 上 勝	前	期
中国古代中世文化論特論Ⅱ	福 山 泰 男	前	期
東アジア近現代文化論特論Ⅱ	許 時 嘉	前	期
日本古代中世文化論特別演習	宮 腰 直 人	後	期
東アジア近現代文化論特別演習	許 時 嘉	後	期
アジア文化特別研究Ⅰ（前期）		前	期
アジア文化特別研究Ⅱ（前期）		前	期
アジア文化特別研究Ⅱ（後期）		後	期
表象文化論（美学・芸術学）特論Ⅱ	元 木 幸 一	前	期
美学・芸術史特論Ⅱ	石 澤 靖 典	前	期
比較文化論特論Ⅱ	伊 藤 豊	前	期
ロシア文化論特論Ⅱ	相 澤 直 樹	前	期
イギリス近現代文化論特論Ⅱ	中 村 隆	前	期
フランス文化論特論Ⅱ	合 田 陽 祐	前	期
美学・芸術史特別演習	石 澤 靖 典	後	期
比較文化論特別演習	伊 藤 豊	後	期
ドイツ現代文化論特別演習	渡 辺 将 尚	後	期
ロシア文化論特別演習	相 澤 直 樹	後	期
イギリス近現代文化論特別演習	中 村 隆	後	期
フランス文化論特別演習	合 田 陽 祐	後	期
欧米文化特別研究Ⅰ（前期）		前	期
欧米文化特別研究Ⅰ（後期）		後	期
欧米文化特別研究Ⅱ（後期）		後	期

社会システム専攻

授 業 科 目 名	担当教員	開 講 期
刑法特論Ⅱ	西 岡 正 樹	前 期
公共経済学特論Ⅱ	是 川 晴 彦	前 期
イギリス経済学史特論Ⅱ	下 平 裕 之	前 期
刑法特別演習	西 岡 正 樹	後 期
公共経済学特別演習	是 川 晴 彦	後 期
イギリス経済学史特別演習	下 平 裕 之	後 期
公共政策特別研究Ⅱ（前期）		前 期

公共政策特別研究Ⅱ（後期）		後	期
環境地理学特論Ⅱ	伊藤晶文	前	期
都市計画特論Ⅱ	山田浩久	前	期
地域政策学特論Ⅱ	山本匡毅	前	期
環境地理学特別演習	伊藤晶文	後	期
都市計画特別演習	山田浩久	後	期
地域政策学特別演習	山本匡毅	後	期
地域政策特別研究Ⅰ（前期）		前	期
地域政策特別研究Ⅰ（後期）		後	期
比較会計学特論Ⅱ	洪慈乙	前	期
ゲーム理論特論Ⅱ	鈴木明宏	前	期
管理会計特論Ⅱ	尻無濱芳崇	前	期
管理会計特別演習	尻無濱芳崇	後	期
企業経営特別研究Ⅱ（前期）		前	期
企業経営特別研究Ⅱ（後期）		後	期
民法特論Ⅱ	高橋良彰	前	期
民法特論Ⅳ	小笠原奈菜	前	期
経営法務特別研究Ⅱ（前期）		前	期
経営法務特別研究Ⅱ（後期）		後	期
現代政治論特論Ⅱ	北川忠明	前	期
現代政治論特別演習	北川忠明	後	期
国際関係特別研究Ⅰ（前期）		前	期
国際関係特別研究Ⅰ（後期）		後	期
国際金融論特論Ⅱ	山口昌樹	前	期
国際経済論特論Ⅱ	亀井慶太	後	期
国際金融論特別演習	山口昌樹	後	期
国際経済法務特別研究Ⅰ（前期）		前	期
国際経済法務特別研究Ⅰ（後期）		後	期

共通科目

授業科目名	担当教員	開講期
情報処理実習	古藤浩	後期
現代外国語（英語）Ⅰ	RYAN Stephen Bond	前期
現代外国語（英語）Ⅱ（前期）	小泉有紀子	前期
現代外国語（英語）Ⅱ（前期）	小田友弥	前期
現代外国語（英語）Ⅱ（後期）	伊藤豊	後期
現代外国語（英語）Ⅱ（後期）	中村隆	後期
現代外国語（ドイツ語）	渡辺将尚	前期
現代外国語（ロシア語）	相澤直樹	前期
調査の方法	山田浩久	前期
プロジェクト演習Ⅰ	坂本直樹	前期

2015年度 修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
戦後日本文学における戦争体験者の位相 産出経験は学習者の会話にどんな影響を与えるのか 冗長表現を手がかりとして	国際文化論 人間科学	アジア文化 言語科学	大内 史生 姚 一葦

社会システム専攻

(題 目)	(分 野)	(領 域)	(氏 名)
中国自動車市場における日本メーカーの販売戦略の分析 韓国民法制定に際しての付属法に関する一考察 —不動産登記法を素材として— リース取引に関する会計基準と財務情報の有用性分析 —Skymark Airlines Inc.の事例を中心として— 愛着の有無と保有期間が財への主観的評価に与える影響	企業システム 企業システム 企業システム 企業システム 公共システム	企業経営 経営法務 企業経営 公共政策	王 偉 木村 安王 堺 しのぶ 蒔野 茜

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1. 名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」(Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University) と称する。

2. 投稿資格

本編に投稿できる者は、原則として、社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

- (1) 本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し、退官した元専任教員
- (2) 本研究科ないし人文学部の客員研究員
- (3) 本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
- (4) 「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
- (5) 本研究科を修了した者
- (6) その他、編集委員会が適当と認めた者

3. 投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし、その種類は次の通りとする。

- (1) 人文・社会科学およびその関連分野の論文等で以下のジャンルに属するもの
 - ① 論文
 - ② 研究ノート
 - ③ 資料(史料)紹介・分析
 - ④ 書評, 研究動向
 - ⑤ 翻訳
 - ⑥ 判例評釈
 - ⑦ 史料目録
- (2) 編集企画により編集委員会が依頼した原稿
- (3) 本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
- (4) 本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
- (5) そのほか、編集委員会が適当と認めたもの

4. 原稿の分量および様式

- (1) 原稿は、各号原則として1人1編までとするが、3に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 分量は、原則として、日本語原稿の場合は400字詰め原稿用紙で100枚(40字×40行のワープロ用紙では25枚分)以内とする。欧文原稿の場合はA4判の片面に周囲3cmの空白を残して2段送りタイプすることにし、50枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
- (3) 編集委員会が適当と認めた場合、連載の方式をとることができる。

投 稿 規 程

- (4) 日本語による執筆の場合は外国語の、外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし、要旨は原則として刷り上がり1頁とする。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで、外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語による要旨に限り、編集委員会が仲介するものとする。
- (5) (1)に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (6) 特殊な印刷を要するもの（カラー印刷など）は、原則として執筆者が負担するものとする。

5. 版組

刷り上がりの大きさはA4判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も2段組とする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は原則としてワードプロセッサで作成し、電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際、プリントアウトしたもの1部を添付する。
- (2) 編集委員は、提出された原稿と引き換えに、原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7. 原稿の締め切り

- (1) 創刊号の原稿締め切りは2005年1月31日とする。
- (2) 第2号以降の原稿締め切りは、6月30日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8. 論文等の審査及び掲載の可否

- (1) 編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。
- (2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。
- (3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、原則として再校までとする。
- (2) 校正は誤字、脱字、誤植等の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更（削除、挿入等）は原則として認めない。
- (3) 前項の規定にもかかわらず、大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし、その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。
- (2) 別刷りの経費については著者負担とする。

11. 著作権利用の許諾

原稿を投稿する者は、山形大学本研究科に対し、当該論文等に関する著作権の利用につき許諾するものとする。

12. 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文等の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附 則 この投稿規程は2005（平成17）年1月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2010（平成22）年4月1日から施行する。

附 則 この投稿規程は2014（平成26）年4月1日から施行する。

編集委員

富澤直人 (文化システム専攻)

ライアン スティーバン (文化システム専攻)

石澤靖典 (文化システム専攻)

金子優子 (社会システム専攻)

編集者	山形大学人文学部
発行	〒990-8560 山形市小白川町一丁目4番12号
責任者	清塚邦彦
印刷所	田宮印刷株式会社
発行年月日	平成28年9月30日

BULLETIN of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University

No. 13

CONTENTS

Articles

- Ein Diskurs über Publikum und Kultur — Die Bedeutung der Stadt
„München“ für die Karl Valentin-Forschung—..... SETTSU Takanobu 1
- The Relation of Migration Distance and Physical Strain between the Line Centers
on the Nasca Upland: Walking Heart Rate as an Index
..... HONDA Kaoru and MONMA Tadasuke 13

Research Note

- Essai sur la “Ville solidaire” de la France contemporaine KITAGAWA Tadaaki 29
- 2015 : List of Graduate School Courses and Submitted Master’s Theses53
- Requirements for Contributors.....57

SEPTEMBER 2016